

詩歌の中の生老病死  
―その祖形と変容―

金山秋男

## The Birth, Aging, Illness & Death Depicted in Japanese Poems

KANEYAMA Akio

This paper deals with the four inevitabilities in human life... “birth”, “aging”, “disease” and “death”... featured in Japanese poetry. Due to the vast amount of materials at hand, it was impossible to put in all chapters about four inevitabilities in such a limited space. So I decided to deal with “birth” and “death” in this paper, leaving the other two chapters published in the other university journal.

I have started my research in the field of life and death studies by grouping waka since Manyo era into four categories according to the inevitabilities in human life. Now I've come to deal with amateur writings put in tanka and haiku columns in newspapers. In this way, I am planning to bring out the essence of Japanese view of life and death.

First, on poetry regarding “aging”. Since ancient times in Japan, aging was not necessarily considered something to hate and avoid, but a path to deeper understanding of the meaning of life, as evidenced by the writings by Zeami. In his *Hushikadenn*, Zeami portrayed the beauty of arts through the performer's aging process. He described the natural beauty embodied in teenage performers as “Jibun no Hana” and their maturing beauty as “Makoo no Hana”. But he does not end there. On top of it he saw the ultimate beauty in a wilting flower, the beauty that transcended the natural limit of performer's skills.

Zeami casted okina in his noh plays. Folk plays found across Japan also have featured okina and ouna that represented the bridge between life and death, this world and the next world.

The poets dealt here that deepened their lives in this way are Kanseki Hashi, Isamu Yoshii, Kanoko Okamoto, Ichinen Somiya and Kosyu Itoh.

Regarding “death”, the leading contemporary poet, Mokichi Saito set the model of how Japanese people have accepted their own death. It can be said that his attitude toward aging, disease and death deepened while accompanying his mother through to her death. In addition to that, his understanding of death deepened with the process of ancient community customs...end-of-life care, corpse cleansing, encoffinment, wake, funeral, coffin transport to the crematory and bone picking. As the rituals proceeded, he also proceeded his own process of dying slowly. A harsh but humorous acceptance is poetically portrayed, leaving behind a model of how to face death for us.

In this chapter, I have developed my insights about poems written by Tekkyuu Tsubono, Fumi Saito, Yatsuka Ishihara, Bishuu Origasa, Kasei Murakosi and Kenji Miyazawa.

It goes without saying that the four inevitabilities were for the first time spoken about by Shakyamuni Buddha. The poets referred to in this paper also tried to overcome transience of life in their own way.

## 詩歌の中の生老病死——その祖形と変容——

金山 秋 男

### はじめに

本稿は二〇一五年度特別研究の成果論文であるが、末尾に断り書きした理由から、研究期間内に別の雑誌に発表された「生」と「病」を除く、「老」と「死」を扱うものである。

そもそも、「生老病死」を通底している「いのち」とは一体どういうものなのだろうか。周知のように、「いのち」の語源は、「息の内」とも「息の道」ともいわれ、「生き」は「息」にほかならず、「意気」も「粹」も「勢い」すらその派生語にすぎない。また、「息子」や「息女」に「息」の字が当てられるのも、引き継がれるべき生き〓息を前提にしているからである。

さらに、人の死がよく「息を引きとる」と表現されるのも、その根底に「いのちの循環」への直観があり、「引き取る」ことは「手元に引き受ける」、「元に戻す」ことであり、「引き継ぐ」ことでもある。従って、「いのち」はある人の死で消滅するものではなく、元あった所に戻り、子孫へ引き継げるものという直観が古来日本人の根底にあったのである。

本稿では「いのち」をキーワードに、近代以降の詩歌の中に「生老病死」がどのように表現されてきたかを辿っていくが、その際の基点はあくまでポエジー的感性による「いのち感」に置かれ、思想家や学者の知性的視点からの「いのち観」ではない。たとえば、宮柊二の次の歌は「いのち感」でこそ味わいとることができるとであろう。

しずかなる生命来いのちにけり夜を起きて

漉瓶に己が音をし聞けば

〔志瓦亭の歌〕

詩人の感性は、あくまで自分の心身が何か具体的なものに触れ合い、それを受けとめるとき、「いのち」がはじめて迫り上ってくるという風にできている。つまり、詩人とはなによりもまず感性の世界の住人であり、しかもその感性は愛する他者の「生老病死」に接するときも、同様に具体性をもって発現するといつていいだろう。右の歌の作者が初めて自分の「いのち」を実感できたのは、深夜ひとり病床から身を起こし、漉瓶にそそがれる自分の尿の音を聞いたとき。つまり、目に見えない「いのち」とは、実は自分がしたたらす小便の音であり、その色であり、その匂いほかならない。

立川昭二からは、死生学研究の過程で多くの示唆を受けてきているが、彼もいうように、

「いのち」ということばから思い浮ぶのは「もろさ」「やわらかさ」「あたたかさ」「なつかしさ」そして「かなしさ」といったことばである。それらはいずれも若さや健康あるいは強さというよりも、老いや病いあるいは弱さにつながる概念である。能動的というより受動的、攻撃的というより親和的といえる。

（『いのちの文化史』256ページ）

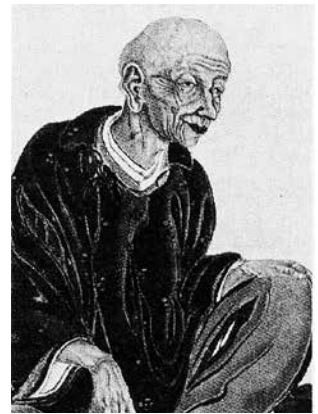
詩人とはとかく己れの弱みあるいは世間の弱者の側に寄り添い、発語する存在といつてよいだろう。

## 老い——花の猶上の事

### 超えられない美

私たちが老いを嫌う理由の一つに、若さは美しく老いは醜いという現代の社会通念がある。とかく、人は老いというと、身体の衰えもさることながら、家族や世間の手前、不必要に萎縮し、恥じらい、堂々となりきれない。アンチエイジングをうたった薬や療法がもてはやされる所以である。

今、私の前には江戸期の医学者杉田玄白の肖像画のコピーがある。深く刻まれた皺、遠くをみる穏かな眼差し。石川大波が描いた八十歳の座像だが、老いてなおたるみのない、はりつめた日々を送る人間が、静かに息をついている。八十三歳にして五十年前をありありと回



に、ペルソナを削ぎ落とし、その文章は光彩を放ってくるようだ。

この老いた玄白の顔容は、今日の私たちにはどのように見えるのだろうか。やはり老いは醜いといえるのか。すべてはその人が美しいか醜いかに還元されるだろう。仮に若さは美しいといっても、所詮その美は超えられない美。しかし、老いてなお美があるとすれば、それは超えられない美といつてよいのではなからうか。

日記によると、彼は雨の日も風の日も往診に出かけ、芝居見物、医書輪読会にも顔をみせ、終生旺盛な好奇心で八十五年の人生を生きた。その生きざまは、古稀の祝いのときの戯れの一文「鶴亀の夢」に付された次の歌に充分表現されているといえよう。

過し世もくる世もおなじ夢なれば  
けふの今こそ楽しかりけれ

### 花の萎れたる所

能の完成者世阿弥が、芸の美を役者の年齢から論じたことは周知である。まず、「時分の花」ということばで、若さの美を表現したが、こ

想して書き上げたのが『蘭学事始』。しかし、その翌年、彼は再び筆をとり、『老耄独語』という書物を書き、自虐的なまでの冷静な目で、大小便時の不様に至るまで、自分の老残の身を自己解剖してみせるのだ。彼は皺が深くなるほど

の花は年齢とともに衰える。そして、そのあとに求められるのが「真まことの花」であり、若さの花にまさる芸の花である。ところが、そこで終らず、世阿弥はこの「真の花」のさらに向うに究極の花として「花の萎れたる所」という境地を見ているのは、『風姿花伝』の次の一節から明らかだ。

一方の花を極めたらん人は、萎れたる所をも知る事あるべし。しかれば、この萎れたると申すこと、花よりも猶上の事にも申しつべし。

言うまでもなく、芸事には「花」が不可欠だから、花の咲かない草木には用がない。要はその花を芸の「形木」（フォルム）にはめ込むようにして磨き上げ、完成に導くが、その完成は本当の完成ではないというのだ。さらに世阿弥は次のようにいう。

されば、花を極めん事、一大事なるに、その上とも申すべき事なれば、萎れたる風体、かへすがへす大事なり

### 禅の究極

ところで、世阿弥の能に大きな影響を与えたとされるものに禅があるが、その禅の修道の本質と構造を易しく示唆してくれるものの一つに、たとえば廓庵禅師の「十牛図」がある（次頁参照）。

ここでは、人が、ひとまず「本来の自己」とも目される牛を求め、捕えて、牧し、やがて牛と一体となり、その果てに「本来の自己」は

完全に自己化して、牛の姿が図中から消えるというのが、第一図から第七図までの表層的プロセス。しかし、このように捉えて事足りるのなら、第七「忘牛存人」は紛れもなく修道の完成であり、第八図以降は不要である。

第八「人牛俱忘」では、図そのものが完全に脱落しているが、これは第七図で牛が忘れられ、今度は人も、というにとどまるものではない。それまでのプロセスとは全く異質な事態が生じていることは明らかである。つまり、ここでは、やっと辿り着いた悟達らしき境位があつき離却されているのみならず、そもそも、なにかを求め、得て、牧し、そして忘れるという志向性と手続きそのものが、ことごとく空ぜられている。

いずれにせよ、人牛、主客などと分節・分別されていた経験世界の差別相が、一挙に空無化される第八のような境位が覚知されたとき、禅ではそれを「無」とか「無一物」と呼び、成道への不可欠なエレメントだが、それに劣らず重要なことは、そこにあぐらをかくことなく、その無もまた無とばかりに、有相⇨差別相に再び突き抜けてくる。そこを「真空妙有」とも「無一物中無尽蔵」ともいつて、第九、第十図で示された禅仏教の眼目である。

そして、さらに重要なことに、第八で図がことごとく消去されてはじめて地⇨円相が顕在化するばかりか、そもそもそれまで示された図柄そのものが、すべて地の中の出来事であったということが覚知されるのである。第八に至るまで、図示された意味のみを追いかけている私たちは、そういうものすべてがその中で生起している場⇨地の存在に気づかなかつたのだ。

このように第一から第七まですべて一円相の真実世界の出来事としてみられるならば、第一図尋牛から始まった自己探求の歩みもいわゆ

第一尋牛



第二見跡



第三見牛



第四得牛



第五牧牛



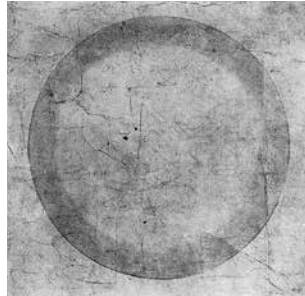
第六騎牛帰家



第七忘牛存人



第八人牛俱忘



第九返本還源



第十人鄭垂手



(上田閑照「十牛図」からの借用)

る「証上の修」すなわち悟りの中での修行ということになり、悟りの中で悟りが求められていたにすぎない、ということになる。上田閑照もいうように、「求められていた真の自己ははじめから、実は牛の姿で表されるものではなく、表すとすれば、円相でこそ表されるものであったのである」ということだ。

いずれにせよ、一旦地の存在に気づいた修道者の眼には、一見図の復活とみえる第九・十の境位は、図と地、すなわち色と空とが互いに透過的であり、もはや図柄やその意味にとらわれることはない。

さて、世阿弥の『風姿花伝』に話を戻せば、「時分の花」から「真の花」への修道は、「十牛図」でいえば、第七図で完成するが、そこに安住すれば、図柄や意味にとらわれた自己満足の世界にとどまることにはかならない。

世阿弥は、「花の萎れたる所」こそ、今を盛りと咲き誇っている「時分の花」や芸道の極地ともいうべき「真の花」よりも面白いというのである。そして、その「花よりも猶上の事」である「萎れたる風体」こそ、世阿弥にとっては「翁」で表現されるものであったことは間違

いないだろう。「翁」が能楽において神聖視されてきたことは周知で、その結果、翁面がご神体として各地の神社で祀られていくのだが、民俗学的には、日本のカミガミはもと老人の姿であったという。

世阿弥の作品に有名な「高砂」があるが、そこに登場する尉と姥こそ、各地の祝い事にも現われ、いわば生と死、現世と他界をつなぐ渡し守といつてよい。神楽などの民間芸能にもよくオキナが登場し、やがて神に変身したりするが、日本の文化の中では、人は老いることによって死に向って成熟し、カミに近づくと共に、かつてカミであったワラベ（童）に還っていくのだ。

世阿弥の能楽には、そのような民間芸能に登場するオキナとは似て非なる尉が現われ、その表情も人間的完成の穏やかさを超えて怖さや哀しみが加わってくる。おそらく尉こそ『風姿花伝』にいう「花の萎れたる風体」を形象化したものといつてよいだろう。

### 老いを超える

無論、芸道における老いと現実生活の中で迎える老いを安易に同定することはできないが、古来日本人が培ってきた人間的完成の理想像は今も残り、以上述べてきたような、老いてなお、若さに増して妖しい微光を放つ「花の萎れたる風体」が生きているように思われる。それを体現しているかにみえる橋間石から。

体内も枯山水の微光かな

（『微光』）

句集『微光』に収められた間石八十九歳の句だが、彼はその「あとがき」で、自分が今徐々に死に馴れ親しみつつある明澄な境地を次のように語っている。

さすがに近頃は、忍びよる老いの影の足早なのを意識するようになった。もとよりそれを嘆くいわれはない。むしろしばしば身も句も共々に、不思議としづかな明るさの、幽かなおもむきを樂しむ折りもある。いずれにしても今また一つの、おそらく最後の節目にさしかかってきたことは確かである。

己れの老いさらばえた身体を「枯山水」にたとえるのも面白いが、その身体から「微光」が幽かにも妖しく光っているさまには、体や心を超え「魂の風景」ともいふべきものが現出しているといつてよい。同句集には、同様な境地から（雪山に類ずりもして老いんかな）という句も収められており、老いるといふことは、これまで生きてきたプロセスを含み込んで、死に馴れ親んでいくトポスだが、ここでは死を暗示する「雪山」に類ずりして老いていこうといふのだ。

また、吉井勇の次の歌も同様な境地から発せられている。

年ひとつ加ふることも楽しみとして

しづかなる老に入らまし

歌集に寄せた佐藤春夫は文庫本解説で「真に青春を生きた者ばかりが真の老年期を知るのである」と述べているが、「青春」すなわち「時分の花」を真に生きた吉井勇にしてはじめて、この歌に現成している「花の萎れたる風体」の境地が可能となったとみていいだろう。その心境を歌人は「老境かな」と一文で次のように語っている。

老境といふものの楽しさを、身にしみじみと感じている。老境の今日となつては、身魂とも清浄である。私の胸の蓮華は、いつ

までもしほむことなく、ながく開きつづけてゆくやうな気がする。(中略)老境なるかな、老境なるかな、やっとここまで到達したかと思ふと限りなく楽しい。 (『日本随筆選集 老い』)

この直前に吉井は大病をしているが、死線を超えて改めて己がいのちの残照の中に立つとき、老病死は一体となって次のような歌が生まれていくのである。

目閉づれば臉に触るるものあり  
命のごときあたたかきもの

螢火のかそけきを見てほのかにも

月光菩薩思ふしづけさ

(共に『人間経』)

同じ体内の残光でも、男性と女性では、その様相に相当な差異があるのだろうか。五十一歳で亡くなった作家岡本かの子と間石や勇では単に男女の差を越えて、年齢の差も無視できないが、彼女の小説『老妓抄』の末尾に置かれたよく知られた歌は次のようなものだ。

年々にわが悲しみは深くして

いよよ華やぐいのちなりけり

とかく女性の方が成熟も老化も早いといわれるが、女を充分と生き抜いてきた人ほど、己れの老に敏感なようである。男性が、迫り来る老いを忘れて、まだ現役の階段を登りつめようとしている年齢で、女性にはヒタヒタと押しよせる老いの波を感じているのだろうか。娘時代

に別れを告げ、老いの時間を刻み始めている自分を意識している、与謝野晶子の次の歌からも、女性にとつての時間の不可逆性の意識を感じないわけにはいかない。

しろがねと緑をうらに表にし  
二十のころころひるごりて行く

(『春泥集』)

ここには既に、「二十のころ」の色を、着物の表地と裏地に託し、若さの緑を表にしながらも、しぶい銀をしのばせているのは、単に晶子の作歌技術を超えて、「二十」にして老いを自覚するという女性という不思議な存在そのものに裏打ちされたものといつてよいだろう。

晶子もそうだが、かの子の先の歌にも、人生の終末にさしかかった哀しみと不安が明らかで、それがかえって彼女の情念に躍動感を生み出しているといつてよいだろう。女性としての末期を意識したこの歌は、寂滅と絢爛のせめぎ合う不思議な光を放つ老境を呈示している。

音楽家が聴力を失ったら致命的だが、画家が視力を失っても、同様に事態は深刻であろう。曾宮一念は画家として脂ののりきつた六十六歳にして、緑内障で右眼を、さらに七十八歳にして左眼を失い、画家廃業に追い込まれる。

しかし、失明後、「残り少ない友人たちへ、ただの挨拶よりも多少とも風流気のあるものを贈ろうと考えて、これまで全く書いたことのない三十一文字を始めた」という彼が短歌を始めたのは八十四歳の頃。大岡信もいうように「この高齢で、しかもこれほどの悪条件下に、こんなにも強靱な精神活動を営み得た人、端然と自らの運命を受け入れ、記憶の世界で天地自然をも友人たちの記憶をも実に生き生きと呼



吸し続け得た人は、世界中さがしてもまったく稀れであろう」（『雲をよぶ—曾宮一念歌集』解説）。たとえば、次の歌などには、身体に障害を持った老人の悲哀など全く感じられないだろう。

食らうにも恋をするにも眠るにも

日々の命を消すほかになき

（『雁わたる』）

「自嘲」と題された『雁わたる』の中の歌だが、彼は自分の「素人短歌」に、昔見た明治後期の狂歌の誌名から「へなぶり」と名づけ、その自由闊達な諧謔趣味は終生失われることはなかったといつてよい。その本領はたとえば次の歌に充分伺うことができる。

願わくは落葉に埋もれわれ死なん

霜月半風のころ

銀杏散る林の土にわが柩

埋めてもらえる秋に死にたし

（共に同右）

いうまでもなく、西行を意識してもじつたものだが、それも安易に西行の情念に依りかかるところを拒否するだけでなく、一日一日は「命」への切迫感に裏打ちされていればこそ、老いてなおみずみずしい精神の炎が燃えつづけることができたのだろう。まさに彼の一日一日は「日を消す」ことではなく、「命を消す」ことではしかなかったということだ。次の歌の示すように、その老いはじっくりと生きられていたといつてよい。

妻老いて若きにましていとしきに

口うとくなり手も足も目も

（同右）

以上、詩歌に表わされた「古い」の諸相をみて来たが、ここに掲げられた老いを超克した詩歌たちよりも、老いの悲惨を嘆く作品の方がはるかに多いことも事実だろう。無論そのような老い方をしても悪い訳ではない。老いも病いも死も、それぞれその人が生きて来たように受け入れざるを得ないからだ。

しかし、なんびとも拒否することのできない老いに対しても、日本人は日本人なりに、神道の生命循環思想や仏教の無常観を基礎にして、己れをその摂理に合わせるように、諦念と受容の姿勢で受け入れてきたといつてよいだろう。

所詮避けられない老いなら、せめて死が到来するまで、老いや病いを味わい尽そうではないか。古来、日本人の中に息づいてきたのは、むしろそのようなしたたかな感覚だ。伊藤篁秋の次の歌にも、積極的な断念が生きているといつてよいだろう。

一生を一夢と言へど七十路に

見残る夢のまだまだあるかな

（『玄幻帖』）

七十歳以降で見る夢は、己れの出世とか、マイホームを建てるとか、子供をエリート校に入れるとかいう、所有や競争の原理にかかわるものではないだろう。ささやかなものであれ、壮年期までには想像もつかなかった感動や発見に伴うものであり、真に自分の内面から湧き上ってくる個性的で創造的なものであるだろう。最期までそのような仕事を続けた人々には必ずそのような輝きがあり、同時にそこに、先

に世阿弥や玄白に見てきたような、超えられない老いの美を見出すのも、難しくはないはずだ。

## 死——人はアナログ的に死ぬ

### 迫り来る死

七十五年の人生を、歌と共に走り抜けた斎藤茂吉には、己れの老病死を見据えた作品が多い。特に、戦後六十代半ばを迎えた後の歌には、老と死の影が深まっていく。次は昭和二十二年、六十四歳の作品。

老いし齒の痛みゆるみしき夜ふけは

何という心のしづかさ

（『白き山』）

しかし、老いを自覚したからといって、彼は一気に枯れていくのではない。「心のしづかさ」というのも、むしろ煩惱が強すぎて、そこからの解放を求める願望に発するものであり、翌二十三年には次のような歌が生まれる。

年老いて心たひらかにありなむを

能はぬかなや命いきむため

（『つきかげ』）

そのような折である。「老いらくの恋」で有名な川田順から遺書が送られてくるのは。自殺を止めた川田への返書の一節が面白い。

レンアイも切実な問題だがやるならおもひきってやりなさい。

一体大兄はまだ交合がうまく出来るのか。出来るなら出来なくなるまでやりなさい。

老人はそれまで身にまもっていたペルソナを捨てるといふ。「老人はしばしば欲望することを欲望する」というが、ときに老いてなお涸れることのない性への妄執が表出されることがある。文化勲章を受けた二十六年には相矛盾するような次の二歌がある。

わが色欲いまだ微かに残るころ

渋谷の駅にさしかかりけり

（同右）

朦朧としたる意識を辛うじて

たもちながらにわれ暁に臥す

（同右）

その前年には左半身に麻痺がきて、しかもボケも始まり急速に衰えていった時期にして右の第一歌である。茂吉にとって、作歌の効用とは、老いてなお体内にくすぶる性への情念を掻き立て、かつ洗い流すことであつたといつていいだろう。

しかし、最後の歌集『つきかげ』末尾の歌は、次のように、老いを徹底的に自覚し、死を常に予感して生きてきた者にしてはじめて、生を全うできることを、私たちに言い遣した歌だ。

いつしかも日がしづみゆきうつせみの

われもおのづからきはまるらしも

（同右）

「日」以外、すべてが平仮名でつづられたこの歌は、すべてを捨て

切った明澄なる意識から生まれたものだ。

### 母の死に寄り添う

彼の死生観に深い影を落しているのは、彼自身が看取った母の死である。ここでも、看取る人々の中で逝く者はゆっくりと、アナログ的に死んでいくのだ。生と死の境界は、現代の医療現場での死のように、突然デジタル的に現起するのではない。愛する者を喪った遺族たちの、その死との和解のプロセスに合わせるようにゆっくり推移し、各種の葬送儀礼もそのテンポに合わせたものだ。

茂吉の死との和解は、目前に迫り来る母の死に徹底して寄り添うところから明確なかたちをとる。『赤光』に収められた有名な作品、

死に近き母に添寝のしんしんと

遠田のかはづ天に聞ゆる

すでに母の床のまわりには死の気配が漂い、その深い静けさと、遠くの田圃でここを先途と鳴きしきる「かはづ」の声が対比されている。そして、死にゆく母に「添寝」している茂吉は、今その小動物の猛猛しい生命力に、母の死に引き込まれそうな己れの不安をあずけようとしているかに見える。しかし、「遠田のかはづ天に聞ゆる」ほど、その声が高まれば高まるほど、死が「しんしんと」その静寂に涅槃の雰囲気を含めていくのだ。それは自然と自己すなわち、おのずからとみずからの融合ともいふべきもので、志賀直哉の『暗夜行路』の時任謙作が伯耆大山中腹で経験した一種の悟りに近い。この心境を、山折哲雄も次のようにいう。

自然が闇の中からゆっくりと身をおこしてくるのがこのときだ。宇宙が瞬時に変貌するといつてもいいだろう。自然に包まれ、その一部になってしまったという感情が蘇ってくる。これはいつてみれば、自我の重みから解放された感覚といつてもいい。そしてこの湧き出るような解放感の底には、生の息吹と死への共感が分ちがたく絡まりあっている。生の昂揚と消滅の意識が未分離のまま、そこに露出している。 (『日本人の心情』)

要は、生死一如、煩惱即涅槃の一時的、部分的顕現といつてもいいだろう。

### アナログ的な死の儀礼

やがて、死の訪れ。それも次の歌にみるように、生から死へゆっくり移行するものであり、その移り行きも縁者によって見守られ、共同体験され、完結するのだ。

いのちある人あつまりて我が母の

いのち死行くを見たり死ゆくを

(『赤光』)

と、ここでは「死にゆくを」が繰り返えされているように、死に行く者はあたかもスローモーションのように生から死へ移行していくさまが詠まれているが、やがて、死に水をとられ、死を迎えた遺体は、枕飯、湯灌、魂呼びなど一連の手続を経て、葬送儀礼へと移行する。その前に通夜儀礼があるが、それは古代の殯にもつながり、死者が本当に生死の境を越えたのかを確認する場である。

こうして死は縁者たちに徐々に納得され、受容されて次のように送

られていく。

葬り道すかんぼの華ほけつつ

葬り道べに散りにけらずや

(同右)

輿に乗せられた遺体は山の中腹にある野焼の場所に担がれていくが、毎日通ってきたその道も、今日は母を見送る最後の「葬り道」に変貌している。この段階でも遺族にとっては、死者はまだ生の側にいる。葬送儀礼とは、死に行く者が死に切るまで、生者が寄り添い、宮澤賢治の『銀河鉄道の夜』よろしく、またこの世に戻ってくることにほかならないからだ。

しかし、死者は遺骨となって一旦は死に切らねばならず、そのことで遺族も死者への思いを断ち切らねばならない。それが火葬が要請された理由のひとつである。その現場からの歌。茂吉の時代は火力が弱く、死体を焼く火を徹夜で見守ったものである。

星のゐる夜ぞらのもとに赤赤と

ははそはの母は燃えゆきにけり

(同右)

やがて翌朝、朝日の中でゆっくりと母の変容を悲しみとともに味わいながら、その骨を拾っていく。ここでも先の「死にゆくを」同様「ひろへり」が繰り返えされ、いつしかこの歌を読む者も、その収骨作業に参加している気分になってくる。

灰のなかに母をひろへり朝日子の

のぼるがなかに母をひろへり

(同右)

繰り返えしいえば、このような儀礼の中で、人は生死の摂理を受け入れ、それを深く味わいながら、同時にそこで癒され、立ち直っていったのだ。無論、今日でも末期の水から収骨に至る習慣はあるが、伊丹十三の『お葬式』にみるように、余りにも商業化され、形骸化されてしまった。死が形を失えば、生もまたその姿を失わざるを得ない。

### 死の受容——祈り

以上、茂吉の歌の中に、深い死の受けとめ方をみてきたが、無論、それは茂吉に限らず、無数の歌に詠まれてきている。たとえば坪野哲久も、その母の死を次のように歌っている。

いのち細れる母のくちびるうるほさん

井桁に高く雪ふりつもる

(『碧巖』)

歌人の母が死にゆく夜、外は井戸のふたを埋めるほどに、雪が深く降り積もっている。彼の声が聞えてくるではないか、「母さん、唇をこの雪でうるおすよ。どうか最期の息はやすらかに」と。歌の根源は次の歌のように祈りである。

母よ母よ息ふとぶとはきたまへ

夜天は炎えて雪零すなり

(同右)

無論、死者への想いは、このような一連の儀礼で終るわけではない。日本人の死生観はまた豊かな靈魂観や他界観に支えられてきたからだ。そして、そのような魂の实在への深い信仰が、私たち日本人に魂を実際に視るといふ視力を与えてきたようだ。

秋の虚空夜をいだきてつゆ充ちぬ  
いづべのあたり魂はゆくらむ

〔ひたくれなむ〕

この歌は、長年連れ添った夫を失った時の斎藤史の歌。不思議なことに、残された者は肉体を去った者の行方を、心の目で追えるようである。いのちは体内に閉じ込められたものでなく、顕幽二界を行来できると考えられてきたからだ。

なるほど、現代は儀礼の形骸化のみならず、そのような霊的能力も低下しているが、ことばでいのちを掬い取ることに専念してきた詩人たちにとっては、逝く者への深い想いさえあれば、次の石原八束のように、涼しくさわやかな別れができるようである。

目をすゑて涼しき別れかはしけり

〔空の渚〕

この句は、俳人が父の死の数日前、たがいにじつと見つめあい、深い最後の別れを交わした時のものという。「涼しき」の一語に、悔いのない別れができたという澄んだ境地が明らかである。

このように、逝く者にせよ、看送る者にせよ、死はじつくりと見守られてこそ、その生も全体性を取り戻すことができるということである。両者には、死と直面し、受容する態度に大差は見られない。

次の句の作者は四十七歳のとき、筋萎縮性側索硬化症（ALS）という難病にみまわれた折笠美秋。人工呼吸器をつけ、声も出ない死の床で、わずかに動かせる目と唇を夫人が読み取って文字にした句だ。

逢いおれば風匂い生きおれば闇匂い

〔死出の衣は〕

夫妻の涙のにじむ努力から生まれた句集『死出の衣は』には、迫り来る死を直視する日々が記録されている。この句は、見舞に来た娘と夫妻の三人で病室の窓から虹に見とれた時の作。明日を期待できない美秋だからこそ、愛おしい家族が来れば、その体にまわりついた風の匂いがするというのだ。

だが、家族が帰って一人になれば、そこに匂うのは死の闇ばかり。そして俳人の真の諧謔が発揮されるのはそこでなのだ。一人で立向う闇があつてこそ、逢えば匂う風を感じる事ができるという諦念。光は闇があつてこそ、その輝きが感じられ、逆に闇も光があつてこそ、その深さがわかるということ。真に闇をみた者のみが吐けるのが次の句、

闇よりも濃い闇が来る燭持てば

〔同右〕

ここにはあくまで悲劇を拒絶し、諧謔に命をかけた一人の俳人がいる。「悟り切った大往生はしたくない」と腹をきめている美秋は、激痛の中でも最期まで句を吐き続けた正岡子規のように、あらゆる宗教に頼ろうともせず、「人生は、やはり最大の作品であるう。テニオハが大事」と、ことばだけに残りわずかないのちを託すのだ。彼の句にしばしば季語が脱落し、ときに定型すら失われるのも、既に彼が定型社会から離脱しているからにはかならない。日常社会では、あくまで光は光、闇は闇でしかないからだ。

同様に、死の臨界点から生を覗いているのは、若くしてハンセン病にかかり、失明という運命をも生き抜いた村越化石である。数々の死線をさまよってきた俳人の最後に辿り着いた境地。

窓拭かれ来るものを待つ冬隣

〔八十八夜〕

すでに「窓」は心は拭き清められ、来たるべき冬に死を待ち迎える作者の端然とした、すがすがしい居すまいが如実に表現された一句。彼にとつては、今生きていること自体が僥倖以外の何ものでもなく、折笠美秋同様、一刻一刻を死との背中合わせの生として味わっているにすぎない。その境位を彼は、

生きていることに合掌柏餅

(同右)

と詠んでいるが、何のことはない、目の前の柏餅一つに、今生きていることの感謝と祈りが込められているのだ。

最後に、同様な境地の中で生涯を終えた宮澤賢治の場合。彼の晩年は文字通り病苦の連続だったが、それが不思議にも、いつしか肉体のカタルシスともいふべきものによつて乗り越えられてしまう。詩篇「疾中」の一節、

だめでせう

とまりませんな

がぶがぶ湧いてゐるのですからな

ゆふべからねむらず血も出つづけなもんですから

そこらは青くしんしんとして

どうも間もなく死にさうです

(中略)

けれどもなんといい風でせう

もう清明が近いので

あんなに青ぞらからもりあがつて湧くやうに  
きれいな風が来るのですな

(中略)

血がでてゐるにか、はらず

こんなのにんきで苦しくないのは

魂魄なからだをはなれたのですかな

たゞどうも血のために

それを云へないがひどいです

あなたの方からみたらずいぶんさんたんたるけしきでせうが

わたしから見えるのは

やっぱりきれいな青ぞらと

すぎとほつた風ばかりです

右の詩は、死の五年ほど前、ノートに書きつけられたものだが、この時点で既に賢治の魂は体外離脱が可能だったと思われ、それは「銀河鉄道の夜」のジョバンニが、死んだカンパネラに寄り添って銀河世界を旅する場面などに投影されているといつてよいだろう。

問題は、その浮遊感とも恍惚感ともいふべきものに、独得なカタルシスが伴っていることだ。この境位では、賢治にとつて死は苦しくないのみか、むしろ待ち望むべき喜びですらあったと思える。苦から喜びへの転換点は、やはり「疾中」の次の詩の一節に明らか。

ひるすぎの三時となれば

わが疾める左の胸に

濁りたる赤き火ぞつき

やがて雨はげしくしきる

はじめは熱く暗くして  
 やがてまばゆきその雨の  
 杉と櫛を洗ひつつ  
 降りて夜明けに至るなれ

この詩篇の前半四行と後半四行の、五七律から七五律への転調は、彼自身のからだところの変調に根差していることは確かだろう。ここには、悲しみや苦しみの此岸から一步一步彼岸浄土への歩みを進める中で、全身の細胞が「まばゆいその雨」で、洗い清められるようなカタルシスが生まれている。彼の絶筆は、神の「みのり」に己れを任せ切つて、「うれし」い旅立ちの歌である。

病いんづきのゆゑにもくちんいのちなり  
 みのりに棄てばうれしからまし

その後、容体が急変し、最期は父に国訳妙法蓮華経を千部作り、配つてくれとたのみ、弟に笑いかけ、母から手渡された水をうまそうに飲み、オキシフルの綿で自分の体を拭き、「ああ、いい気持ちだ」といい、その綿をポロリと落した時に息を引き取つたという。

賢治にとつては「病のゆゑ」にいのちは朽ちても、それは深く信ずる「御法みのり」に棄てるいのみちであり、この世界の稔りのために棄てるいのちなら、心から「うれしからまし」といえるものだったのである。

### おわりに

「生老病死」が「四苦」として仏教の出発点であつてみれば、人生に

苦痛や悲哀を観るのは当然だが、同時に、仏教はその「四聖諦」にみるように、「苦諦」からの解脱の模索でもある。いうまでもなく「生老病死」とは「無常」の謂にほかならないが、仏教の一番いい部分には、万象が空しいと感じたときに、逆にふわつと浮び上つてくる価値がある。

本稿でみた詩人たちも、これまでみてきたように、「無常」の抗い難い流れの中で、ただ悲嘆にくれていたわけではない。色即是空、空即是色という転位の弁証法は、次の伊藤左千夫の歌のように、人間と世界との関係のすべての真理をつつんでいる。

寂しさの極みに堪あめつちて天地に  
 寄する命をつくくと思ふ。

（『伊藤左千夫 全歌集』）

詩歌とは、私たちすべてが死すべき者として、今ここに出会つていくことの不思議さ、いとおしさであり、人生への希望であり、祈りである。

※本稿は、副題にみるように、「生老病死」の全体を扱うべきものだが、集積した材料は膨大なものになり、「生」と「病」については、本研究期間に『明治大学教養論集』の通巻五一〇号と五一六号と五二一号に、それぞれ「いのちとことば」「病いの人間学」「生」の詩的考察—いのちからことばへ—として発表されざるを得なかつたことをお断りする次第である。

明治大学人文科学研究紀要 第八十冊 (二〇一七年三月三十一日) 縦 十七―四十九頁

大宝田令の復元と『日本書紀』

吉  
村  
武  
彦



A Reconstruction of the Section on the National Administration  
of Rice Paddies Under the Taiho Code as an Approach  
to the Ritsuryo State Policy of Land and the *Chronicle of Japan*

YOSHIMURA Takehiko

The author attempts to reconstruct the Section on the National Administration of Rice Paddies under the Taiho Code (enacted in 701) based on the *Chronicle of Japan*, compiled in 720. When the *Chronicle of Japan* was in the process of being compiled in the 710's, the Taiho Code was in effect, and consequently, some descriptions in the *Chronicle of Japan* were under the influence of the Taiho Code. Yet, researches into the Taiho Code from the standpoint of the *Chronicle of Japan* have not been explored. A reconstruction of the Taiho Code is extremely important because the Taiho Code itself no longer exists, while the Yōrō Code (enacted in 718) is almost fully re-written in the *Ryō-no-gige* 『令義解』 and the *Ryō-no-shūge* 『令集解』, both of which were collections of explanatory notes on the Yōrō Code. While the former was compiled in 833 by the national government, the latter was compiled by Koremure no Naomoto in the late ninth century.

Previously, such a reconstruction has been done referring to the notes in the Section of Ancient Matters, which was an explanatory note on the Taiho Code in the *Ryō-no-shūge*. Some researchers also refer to the *Later Chronicle of Japan*, compiled in 797, to reconstruct the Taiho Code because some of the codes and articles related to the Taiho Code are included.

Among the articles in the *Chronicle of Japan*, codes in the Taiho Code were most frequently referred to in the section on the imperial edicts of the Taika Reforms in 645. Indeed, the *Chronicle of Japan* was compiled so that readers would get the impression that the *ritsuryō* code originated from the Taika Reforms. The author re-examines previous researches, especially by the late Professor Kishi Toshio, on relationships between the imperial edicts of the Taika Reforms and the Taiho Code. The author further clarifies that the national government conducted exhaustive surveys of families and rice paddies in the process of the Taika Reforms in the late seventh century, and also considers some historical factors that necessitated these surveys.

Furthermore, the author calls for the attention to tax on rice paddies under the Section on the National Administration of Rice Paddies. The tax on rice paddies was unique to Japan because in China peasants paid tax in the form of “labor service.” In Japan, tax on rice paddies was already evident in the Kiyomihara Code, enacted in 689. The author also examines the origins of this tax on rice paddies in the context of the *Chronicle of Japan*, especially the section on the imperial edicts of the Taika Reforms. Finally, the author points out again that, while only one article defined a code that rice paddies were offered to individuals every six years in the Yōrō Code, the same definitions were codified in two articles in the Taiho Code.

## 大宝田令の復元と『日本書紀』

吉村武彦

### はじめに

私の研究課題は、「大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策」である。律令制国家の土地・農業政策を論じるためには、七〇二年（大宝二）から七五七年（天平宝字元）まで施行された大宝令の田令（以下、大宝田令と略すことがある）が政治基調である。それ以降の養老令体制とは区別しなければならない。

ところが、大宝田令は、そのままの形（原本ないし写本など）では残っており、『令集解』などから復元する必要がある。このように初期の律令制国家は大宝令に基づいているので、「大宝田令の復元」と「律令制国家の土地・農業政策」の研究とは、密接な関係にある。本稿においては、研究報告の量的な制約があるため、前者のなかでもこれまで比較的論じてこられなかった『日本書紀』との関係にしばって報告することにした。<sup>1)</sup>

### 一 大宝令の田令復元——研究課題の設定

#### 日本律令と中国法

日本古代の国家的しくみは、律令制国家という枠組みの国家形態で完成した。この律令法の母法は、中国で発展した体系的な法典である。一般的に言えば律は刑罰法であり、令は国家機構を運営する行政法・教化法となる。

日本における律令法の継受過程は、六七一年（天智一〇）に施行された「近江令」から始まるという。『日本書紀』に「東宮太皇弟奉宣、  
〔或本云、大友皇子宣命〕施行冠位法度之事。大赦天下〔法度冠位之名、具載於新律令也〕」（天智十年正月条）とあり、注記に「法度冠位之名、具載於新律令也」とみえるからである。しかしながら、次の飛鳥浄御原令（以下、浄御原令と称す）段階でも、「令」だけが施行され、「律」は編纂されていない（唐律を準用した可能性が強い）。したがって、この時期の注記としては不適切である。近江令は、体系的法典としての「令」としては、成立しなかったと思われる。

ただし、「冠位法度之事」に関する条文の存在は想定できる。また、『藤氏家伝』には「条例」とみえるので、単行法令のかたちで施行されていた可能性はある。たとえ単行法令（条例）であっても、実施されていたとすれば、その歴史的意義を十分に評価しなければならぬ。律令法支配の端緒として、評価できるからである。

さて、確実な令の施行は、六八九年（持統三）の浄御原令（二二巻）である。『日本書紀』には、「戸令」と「考仕令」（大宝令も同じ。養老令から考課令）の篇目が記載されている。しかし、条文は一条も残されていない。

考仕令の存在は、官人考課の勤務評定であり、官人・官司制（官僚制）の発展と関係している。また、「詔諸国司等曰、凡造戸籍者、依戸令也」（持統四年九月条）とみえ、戸籍の作成と戸令が密接に関係する。戸令と考仕令の施行は、百姓の個人身内の支配と官僚制の展開とに関係しており、天武・持統朝における令制国家への志向を読み取れる。このように浄御原令は、六八九年に施行され、その戸令によって庚寅年籍が作成されたのである。

近年、浄御原令をめぐるのは、種々の議論が交わされている。最近、私も「東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題（覚書）」において、若干の問題について触れた。紙幅の関係もあり、問題の所在はそちらに譲りたい。ただし、一言付け加えるならば、単行法令として想定できる「近江令」に比して、浄御原令には明確に「令」と呼称される編目があり、両者は質的に区別しなければならぬ。

さて、律令法としては七〇一年（大宝元）に大宝令（一一巻）と律（六巻）が完成した。大宝令の巻数は、浄御原令二二巻の半数である。ここに日本の古代国家は、律令制国家として完成した。この大宝律令の模本となったのは、六五一年に編纂された唐の永徽律令である。永

徽律令は、七世紀後半の遣唐使によってもたらされたのであろう。ところで、六六九年（天智八）の第七次遣唐使から、七〇二年に渡航した第八次遣唐使の間、中国へは遣唐使が派遣されていない。永徽律令は、第七次遣唐使以前にもたらされた。なお、派遣年時は不明であるが、大宝律令の編纂に参加した留学生土師甥と白猪宝然（骨）は六八四年（天武一三）一二月、新羅を経由して帰国している。

### 大宝令と養老令

さて、現在残されている令は、養老令である。七一八年（養老二）から養老律令の編纂が開始されたが、実施に移されたのは七五七年（天平宝字元）である。その完成時期については議論がわかれているが、七三九〜七四一年頃まで編纂が継続し、未完成のまま施行されたとする見解もある（榎本淳一「養老律令試論」）。この考え方には、法体系には律令だけではなく、施行細則である格式が必要であるという中国的な法体系の理解がある。しかし私には、中国と異なる日本の律令制支配の特徴を認めても良いと思われる。榎本の言葉でいえば、「必要最小限の内容を持った律令体制の骨組み」となるだろう。中国に比べてプリミティブな社会である日本では、令制の施行にともなう官僚制機構と都づくりが、国家形成において第一義的に重要となるからである。

ところで、養老令の法令は、それ自体としては残らず、八三三年（天長一〇）に撰上された『令義解』（養老令の公定注釈書）、九世紀半ばに成立した『令集解』の本文として存在する。この両書によって、養老令の全貌をほぼ知ることができる。『令集解』は、「義解」を含めた養老令の諸注釈を集成した書物である。この書に、大宝令を注釈した「古記」が採録されている。したがって、この「古記」から大宝令を復

元することになる。

こうした歴史的事由により、大宝令は養老令をもとに復元することになっていく。しかしながら、残念なことに大宝令全体の復元案はまだ提示できていない。一方の日本律は、養老律の名例律前半、衛禁律、職制律、賊盜律、鬪訟律の一部が残存しているにすぎない。復元する素材が少ないため、大宝律の復元は大宝令以上に困難である。

中国の方では、唐の永徽律令も、後の開元年間令（開元七年、二五年令）もそれ自体としては残っていない。そのため、継受した日本令を参考にして復元されていた。この唐令研究の到達点は、『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』（東京大学出版会）で示されている。

ところが近年、中国浙江省寧波市の天一閣博物館において、北宋天聖令の一部が発見され、公表された（『天一閣藏明鈔本天聖令考証』上・下）。北宋令には、不用（右令不行）となった開元二五年令が記載されており、中国令研究では画期的な発見となった。令の巻数でいえば、三分の一にあたる。北宋天聖令の出現により、『唐令拾遺補』による大宝令の条文配列に誤りがあることも明らかになった。

律令法の母国である中国と日本とは、律と令のもつ社会的意味合いが異なっている。日本では、国家的機構を通じて統治する令の方が重視されている。実際の律令法の施行過程においても、令の実施が先行している。令のなかでも職員令の施行は、二官八省という官司機構の整備を意味する。原理的にいえば、どのような律令法を構想・施行するかということは、官僚制機構をどのように設置・運営するかという問題に直結する。したがって官司を配置する宮都の建設とも、密接に結びついている。つまり律令法の施行は、宮都のあり方に反映するのである。

刑法である律の方は、中国の社会的規範をその背景にしている。律

の継受にあたって、日本では中国の刑罰より寛刑にしている。しかしながら、日中における伝統的な社会規範に違いがあり、日本社会では律の規定は必ずしも十全に機能することはなかった。

### 『日本書紀』と大宝令

すでに述べてきたように、大宝令はそのままでの原史料（写本を含む）のかたちでは残っていない。そのため基本としては、『令集解』に記されている大宝令注釈書「古記」を利用して条文を復元することになる。それ以外の一般的方法として、大宝令施行期の法令などに含まれる大宝令条文を『続日本紀』『類聚三代格』『令集解』などの史料から探し出して復元に活用する。

ところが、大宝令施行期の法令ではないものの、その施行期に編纂された書籍がある。『日本書紀』である。『書紀』は、七二〇年（養老四）に撰進された編纂物であるが、大化改新を律令制支配の起点とするような書きぶりである。その『書紀』改新詔は、かつて岸俊男が指摘したように、大宝令による「造作修飾」「潤色」を受けている（『造籍と大化改新詔』）。

改新以降の地域行政区分は、『書紀』には「郡」と記述されている。しかし、地中から出土する木簡は、大宝令施行までの木簡記載にはすべて「評」であることが明白になった。また、田の面積（田積）の単位は、大宝令から「町段歩」制であることがほぼ確定した。こうした経緯によって、本来の行政区画名であった「評」字が、大宝令の「郡」字によって潤色されていたことになった。このように『書紀』の記載は、まちがいはなく当時の法令である大宝律令の影響を受けている。ただし、大宝令の潤色といっても、条文全体が影響されているのか、条文への部分的な影響なのか、個々の検討を行なうことが必要となって

いる。

個々の法令条文との関係で、大宝令の潤色や影響問題を時系列で整理していけば、次のようになる。

第一に、六八九年（持統三）以降の浄御原令が実施されてからの記述について。この問題には、浄御原令の構造をどのように理解するかという問題とも関連する。それは別にしても、『書紀』記載の単行法令と浄御原令との関係をどのように理解するか、という難しい問題である。さらに難しいことは、一部の研究者に『書紀』において浄御原令関係の規定や、その規定を補充するような法令から大宝令を想定するという説もある（大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」）。ただし、今日の段階では浄御原令が一条もわからないので、持統紀の法令と浄御原令と大宝令との関係などは難しい研究課題である。

第二は、浄御原令以前の「近江令」期の法令との関係。そもそも法令が、「近江令」とどのように関係するのかわからないのか、これが大きな課題である。また、大宝令ないし浄御原令のどちらの令文の潤色を受けたのかと、いう問題ともなる。

第三としては、「近江令」以前の法令の扱い。これは第一・第二の課題とも関係する。個々の法令が、浄御原令ないし大宝令からどのような潤色を受けているのかわからないのかの問題であるが、元々何らかの法令があつて影響されたのか、あるいは法令もなくまったくの虚構であるのか、という判断も必要となる。

以上の問題は、具体的に検討しなければ単なる抽象的議論になる。それを避けるためには、それぞれ具体的に問わなければならない。いずれも浄御原令から大宝令へという時系列の継承関係を含め、同時に検討しなければならなくなる。

## 大化改新詔と「東国国司詔」「諸国への使者派遣」

さて、これまでの研究史によれば、『日本書紀』に記載されている大化の改新詔は、後に詳しく述べるように、大宝令の条文によって潤色されていた。改新詔は、主文四項目と一三の凡条（副文）とから構成されている。その主文を簡潔に述べれば、

- (1) 天皇等がたてた「子代の民・処々の屯倉」と、臣・連・伴造・国造・村首の保有する「部曲の民・処々の田荘」を廃止して、「食封」「帛布」を支給すること。
  - (2) 京師を修め、畿内国・郡司などの地域行政組織や兵士・駅制を設定し、山河を区画とすること。
  - (3) 戸籍・計帳・班田収授の法を造ること。
  - (4) 旧の賦役をやめて、田調を行なうこと。
- の四項目である。

研究テーマとの関係でいえば、大宝田令の復元は第三項、田令条文を含む土地・農業政策や経営拠点の問題が第一項に関係する。ただし、ここでは大宝田令の復元研究を主眼としたので、第三項を分析対象とする。本稿では、改新詔には元の原詔が存在しているという立場をとるが<sup>2</sup>、とりあえずは『書紀』の分析から始めねばなるまい。

ところが、従来の研究史で等閑視されてきた問題がある。これまでの大化改新といえ、改新の詔が主対象とされ、さらに改新の詔との関係で孝徳紀の「東国国司詔」に注意が払われてきた。ところが、同じ孝徳紀にある「諸国への使者派遣」の記事については、それほど注目されてこなかった。

具体的に述べると、「東国国司詔」とは六四五年（大化元）八月、朝廷は東国へ使者を派遣し、①「戸籍を作る」、②「田畝を校へる」およ

び土地の共同利用、③兵器の収公と兵庫における管理とを命じた詔である。ただし、東北の蝦夷と接する地域には、武器を返却する。

この使者派遣の①②の職務は、改新詔の(3)と密接に係している。また、同時に大和六県(『延喜式』では、高市・葛木・十市・志紀・山辺・曾布)に派遣された使者の職務にも、①と②は含まれる。ところが、その後、諸国に派遣された使者の職務に、①武器の管理、②民元数を記録する戸口調査と、③土地の兼併や売買(貸借のこと)禁止の政策が打ち出されている(『書紀』大化元年九月丙寅条・甲申条、大化二年正月是月条)。このように諸国への使者派遣は、「東国国司」の職務と共通するものがある。したがって、改新詔の分析にあたっては、「東国国司詔」の史料とともに、「諸国への使者派遣」関係史料にも関連づけた考察が必要である。本稿では、孝徳紀の三史料群として重要な位置を与えて分析していきたい。

これまで述べてきたように、大宝令の復元にあたっては、『書紀』改新詔関係の研究が軽視されてきたので、本稿では改新詔関係の分析から論を始めることにしたい。

## 二 改新詔と大宝田令

### 改新詔第三項の構成

第一章で指摘したように、大宝田令と関係する改新詔は第三項である。主文と凡条をあげると次のようになる。わかりやすいように、箇条書きにする。

其三曰、初造戸籍・計帳・班田收授之法。

(a) 凡五十戸為里。每里置長一人。掌按檢戸口、課殖農桑、禁

察非違、催駟賦役。若山谷阻險、地遠人稀之処、随便量置。  
(戸令第一条、為里条)

(b) 凡田長卅歩、広十二歩為段。十段為町。段租稲二束二把。町租稲廿二束。(田令第一条、田長条)

最初に、第三項の構造を確認しておこう。本文は、戸籍・計帳と班田收授法の作成を指示したもので、それと関係する凡条として戸令と田令の条文をあげている。

具体的には戸令(a)は第一条の為里条、田令(b)も第一条の田長条である。これまでの研究史では、井上光貞が凡条は令文と同文なので令文の転載で主部(主文)だけが原詔に存在したと指摘する。しかし、転載した理由は必ずしも説明されていない(『日本古代国家の研究』)。また、関晃は五十戸一里の里制と一段三六〇歩・二束二把の制度があり、籍帳制度と班田收授制と関連し、大化年間の成立という(『大化改新の研究』上)。関説は、改新詔を最大限に生かそうとする説である。しかし、現在からみれば、里制の初見史料は六八三年(天武一二)の木簡(後述)、また町段歩制の成立は大宝令であるので、誤った説といわねばならない。

さらに岸俊男は、それぞれの令の第一条を機械的に取りあげたとする。しかしながら、改新詔の第二・第四項はそのような条文利用の構成になっておらず、主文と関係する条文が引用されている。したがって、機械的な配置説は再考が必要である。なお、主文にみられる戸籍作成と関連する造戸籍条、計帳作成と関係する造計帳条、そして班田收授の六年一班条ないし班田条は副文としては掲げられていない。

このような視点からいえば、たとえ原詔には何もなかったとしても、戸令為里条と田令田長条を掲げた理由を求めねばならない。令文を転載した理由を説明できないかぎり、立論の根拠がないといわねば

ならない。この条文問題は、改めて第四章で取り扱うことにしたい。

### 改新詔第三項(a)と戸令為里条

さて、第三項(a)の戸令為里条は、養老令文では「凡戸、以五十戸為里。每里置長一人。〈掌、檢校戸口、課殖農桑、禁察非違、催駟賦役〉。若山谷阻險、地遠人稀之処、隨便量置」である。改新詔と養老令を比較すれば、

- (1) 改新詔の「凡五十戸為里」は、養老令では「凡戸以五十戸為里」であり、「戸以」の部分が異なっている。
- (2) 新訂増補国史大系などの活字本では、注「掌、檢校戸口、課殖農桑、禁察非違、催駟賦役」の文字の大きさが違っている（細字である）。

(3) 改新詔「按檢」の注記が、養老令では「檢校」である。このなかで(2)の文字の大きさは、鷹司本・田中本などの写本では本文・注記は同じ文字の大きさであり、実は問題にならない。(3)「按檢」と「檢校」の語句問題は、同じ戸令の置坊長条とも関連する。この条文の養老令注記「檢校」が、大宝令では『令集解』の「古記」から「按檢」と判明するからである。この条文のほか、養老令の神祇令供祭祀条「檢校」が、大宝令では「按檢」であり、戸令為里条の「古記」からは判断できないが、大宝令では「按檢」であった可能性が強い。なお、大宝令・養老令ともに「按檢」の条文もあるが（宮衛令開閉門条）、戸令においては「檢校」に改訂された。こうした経緯をみると、改新詔は大宝令によって潤色されていることが明確となる。

それでは(1)の問題は、如何であろうか。この問題を考察するには、改新詔以外の史料を用いる必要がある。その素材は、『書紀』白雉三年四月是月条「造戸籍。凡五十戸為里。每里長一人。凡戸主、皆以家長

為之。凡戸皆五家相保。一人為長。以相檢察」である。この条文の戸籍作成は、改新詔が出された六四六年（大化二）より六年後の六五二年（白雉三）にあたる。六年後という年次は、戸籍の六年一造制の影響が想定されている。

ここで注目したいのは、引用されている戸令条文の関連語句である。

- (ア) 戸令1為里条関係 「凡五十戸為里。每里長一人」
- (イ) 戸令5戸主条関係 「凡戸主、皆以家長為之」
- (ウ) 戸令9五家条関係 「凡戸皆五家相保。一人為長。以相檢察」
- (エ) アは「凡五十戸為里」の語句が改新詔と一致し、養老令「凡戸以五十戸為里」とは異なる<sup>3)</sup>。ただし、「每里長一人」の部分は、改新詔・養老令では「每里置長一人」のように「置」の字がある。同条『令集解』の「古記」に「隨便量置。謂。廿五戸以上。但不足廿五戸以上者。不置長。以保長催駟耳」とあるので、大宝令にも「置」字があった可能性が強い。あるいは「置」字が、脱字であったかもしれない。
- (イウ)は、養老令条文と一致する。しかし、大宝令との関係では、(イ)が『令集解』当該条「古記」から「戸主」の語句、(ウ)も「保」の語句が存在することしかわからない。可能性としては大宝令文も同文と想定されるが、厳密に言えば、全体の文章が一致するかどうかは確認できない。ここで、この分析をひとまずおいて、次の改新詔(b)項の分析に移りたい。

### 改新詔第三項(b)と田令田長条

改新詔第三項(b)の田令関係条文とは「凡田、長卅歩、広十二歩為段。十段為町。段租稲二束二把。町租稻廿二束」である。養老令文は、「凡田、長卅歩、広十二歩為段。十段為町。〈段租稲二束二把。町租稻廿二束〉」であり、同文である。

『令集解』の「古記」問答に「問。田長卅歩。広十二歩為段」とあり、「田、長卅歩、広十二歩為段」の語句が大宝令に存在していたことが、ほぼ確定できる。また、「古記」所引の慶雲三年九月十日格に、「准令、田租一段。租稻二束二把（以方五尺為歩。歩之内得米一升）。一町租稻廿二束」とあるので、「段租稻二束二把。町租稻廿二束」の部分もほぼ確定できる（「古記」の注釈で、「謂」以下の文章は大宝令文が確定できるが、問答や引用句の部分は「ほぼ確定」と判断する）。

「十段為町」の語句は見えないが、「段租稻二束二把」と「町租稻廿二束」との単位基準からみて、推定が可能であろう。このような考え方に大過がなければ、第三項凡条「凡田、長卅歩、広十二歩為段。十段為町。段租稻二束二把。町租稻廿二束」は、ほぼ大宝令文と考えることができる。

次に、前項で検討した白雉三年四月是月条と関係する白雉三年正月条「自正月至是月、班田既訖。凡田、長卅歩為段。十段為町。〈段租稻一束半、町租稻十五束〉をとりあげたい。<sup>④</sup>ここにも田令が引用されている。田令と異なる注記を除けば、

(エ) 田令田長条関係「凡田、長卅歩為段。十段為町」

となる。白雉三年に設定された班田は、改新詔から六年後であり、岸俊男「造籍と大化改新詔」も指摘するように、大宝田令の六年一班の班田制に影響された班田記事である。最近、大宝田令には「六年一班」の条文が存在しないという説も出されているが（服部一隆『班田収授法の復原的研究』）、この説は成立しないだろう。

その理由は、白雉三年条の記事配置のほか、『令集解』田令班田条の古記問答に「問。籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班以不」と記されているからである。この古記問答に記された「籍六年一造」と「田六年一班」は、大宝令文としてほぼ確定するとみていい。<sup>⑤</sup>白雉三

年条は、大宝令六年一班の制度に基づいて書かれたのであろう。

さて、白雉三年正月条「凡田、長卅歩為段。十段為町。〈段租稻一束半、町租稻十五束〉」は、田長条「凡田、長卅歩、広十二歩為段。十段為町。〈段租稻二束二把、町租稻廿二束〉」と関係する。養老令と比較すれば、「長卅歩」広十二歩（為段）の「広十二歩」が脱落していることと、注記「〈段租稻一束半、町租稻十五束〉」が異なっている。

「広十二歩」の部分については、「省略或は脱落している」（日本古典文学大系本『日本書紀』頭注）と考えられている。どちらにしろ、それ以外の本文は大宝令文である。問題になるのは、注記「〈段租稻一束半、町租稻十五束〉」の部分である。別人の記入説（同、頭注）があり、岸俊男も追記説をとる（「造籍と大化改新詔」）。これも一つの見方であろう。

しかし、岸は一方で『書紀』記述の現行法令利用説を説いている。白雉三年条は、改新詔とは異なつて、大宝令以外の法令を参照している可能性はないであろうか。輪租については、大宝令の「段租稻二束二把。町租稻廿二束」が、慶雲三年九月十日格によって「段租一束五二把。町一十五束」となる（『令集解』田令田長条令釈所引慶雲三年格）。白雉三年条に元から注記があったとすれば、『書紀』編纂の現行法令である慶雲三年格を参照したことになろう。これが現行法令による修飾説である。

他方、別の考え方も可能である。慶雲三年九月十日格には、「令前租法。熟田百代。租稻三束」<sup>⑥</sup>と書かれている。この「令前租法」は、直接的には大宝令以前の「租法」を意味する。おそらく浄御原令時代の租法（田租）の可能性が高い。この浄御原令時代の租法と白雉三年条との関係は、どうであろうか。改新詔と白雉三年条との検討は、第四章で行なうこととしたい。



いずれにせよ、「二束二把」は不成斤の束（大宝令、改新詔）、「一束五把」は成斤の束（慶雲三年格、白雉三年条）であり、それぞれの数値は異なるが、「右件二種租法。束数雖多少。輸実猶不異」（古記）とあるように、実質的にはほぼ同じである。

このように注記を除いた白雉三年正月条と三月条は、改新詔と一致する。白雉三年条に言及したので、かえって複雑になったかと思われるが、白雉三年条は基本的に（注記を除く）改新詔と一致し、大宝令と一致する。岸はすでに、改新詔の凡条は大宝令を基礎に潤色造作されたことを指摘している。ここではさらに、白雉三年条の本文(ア)と(ウ)と(エ)と一致する改新詔は大宝令文であり、大宝令の復元材料として利用できることを指摘したい。<sup>7)</sup>

このように立論していけば、大宝令文を引用せざるをえないような歴史的条件を考察しなければなるまい。第三項の本文と二つの凡条が、なぜ改新詔に含まれたのか、という大きな問題である。率直に言って、これは困難な研究課題である。その研究にあたって必要なことは、第一になぜ改新の詔に大宝令が用いられたかという問題、第二には特定の条文が使われた歴史的条件が存在したかどうかの問題である。

第一の問題については、すでに「大化改新詔にかんする覚書」において言及したことがある。結論的に述べれば、大宝令において郡制（地域支配）と町段歩制（田積単位）を導入した。これらは、当時の中国の州県制や頃畝制とは、名称を異にする日本独自の制度である。しかし、実際の歴史は「郡」は「評」、「町段歩」は「代」であった。「評」や「代」は、当時の蕃国<sup>8)</sup>朝貢国である朝鮮半島諸国の制度を利用したものであった。こうした大宝令制の施行を、実は半世紀前になら大化改新詔で行なわれたと仮託したことが、潤色を行なった政治的理由である。その意味するところは、蕃国で使われた制度用語を抹消

し、日本が大化改新時から独自の制度をもつ小帝国であったことを強調することであった。

次の第三章では第二の問題に関係する、孝徳紀・改新詔以前に配置された記事から、その歴史的条件を検討してみたい。それは、孝徳紀に記された「東国国司の詔」と「諸国への使者派遣」である。

### 三 「東国国司の詔」と「諸国への使者派遣」

#### 「東国国司の詔」

「東国国司の詔」というように括弧でくくるのは、当時は「国司」の用語がないからである。現在、「国司」の語は大宝令から使用されたと考えられており、当時は「惣領」ないし「使者」の言葉が用いられたと思われる。その「東国国司の詔」に関わる記事は、次の四か所である。

- (1) 大化元年八月庚子条「拜東国等国司。仍詔国司等」
- (2) 大化二年三月甲子条「詔東国々司等」
- (3) 同 三月辛巳条「詔東国朝集使等」
- (4) 同 八月己酉条（品部廢止詔）の第四段

これまでの研究史では、(1)と(3)が「東国国司の詔」と呼ばれているが、(4)「今發遣国司、并彼国造、可以奉聞。去年付於朝集之政者、随前処分」における「朝集之政」は、その「東国国司の詔」と関係する。そのため四か条として扱うことが妥当である。

なお、(1)と(3)に「東国等国司」など「等」の字があるので、東国外の地域を想定する見解もあるが、井上光貞・関晃らの研究<sup>9)</sup>によって、東国に限定した詔と考える見方が正しい。しかも、次項で検討する語

句「諸国への使者派遣」の「諸国」を配慮すると、東国外の地域を含むと考えたと地域が重複してしまう。そうではなく、「東国」と「諸国」とで全国を対象とすることになる（後述）。

この「東国国司の詔」における、改新詔第三項に記された戸令・田令の内容と関係する事項は、次のようになる。

戸令関係は、  
 (1) 「皆作戸籍」  
 だけである。

田令関係では、

- (1) 「校田畝。其菌池水陸之利、与百姓俱」
- (2) なし
- (3) 「宜罷官司処々屯田、及吉備嶋皇祖母処々貸稲。以其屯田、班賜群臣及伴造等。（又於脱籍寺、入田与山）」
- (4) 「以收数田、均給於民。勿生彼我。凡給田者、其百姓家、近接於田、必先於近。如此奉宣。（凡調賦者、可収男身之調。凡仕丁者、每五十戸一人。宜観国々墾堺、或書或図、持来奉示。国県之名、来時将定）。国々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造。当聞解此所宣」

の三条である。

なお、「東国国司」とともに発遣された倭（大和）六県の使者への詔には、

(5) 「宜造戸籍、并校田畝（謂検覈墾田頃畝及民戸口年紀）」と記載されている。

これらの条文によると、戸籍の作成（作戸籍）と田畝の検校（校田畝）がある。そのなかで後者の校田には、(4)に「以收数田、均給於民」とみえるように校出田（収数田）をとめない、その田地を百姓に支給

している（「凡給田者、其百姓家、近接於田、必先於近」）。また、菌池水陸の利用については、「其菌池水陸之利、与百姓俱」というように、百姓との共同利用を指示している。そして、「国々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造」というように、地域の開墾を奨励する内容が出されている。

たいへん注目すべきことに、これらの記述において、令文と同じような性格をもつ語句で、養老令文と一致するものはない。各項目別にとりあげると、

- a 「作（造）戸籍」——「凡戸籍、六年一造」（造戸籍条）
- b 「校田畝」——対応条文なし
- c 「其菌池水陸之利、与百姓俱」——「山川藪沢之利、公私共之」（雑令国内条）
- d 「以收数田、均給於民」——対応条文なし  
 （関係語句を含む参考条文として、大宝令以身死応収田条「以身死応収田」、還公田条「凡応還公田。皆令主自量。為一段退」）
- e 「凡給田者、其百姓家、近接於田、必先於近」——「凡給口分田、務從便近」（田令從便近条）
- f 「凡調賦者、可収男身之調」——「凡調絹絁糸綿布、並隨郷土所出」（賦役令調絹絁条）
- g 「凡仕丁者、每五十戸一人」——「凡仕丁者、每五十戸二人」（賦役令仕丁条）

となる。

このなかで、gだけは構文が令文と一致するが、仕丁の人数が異なる。厳密に言えば、gを除く各語句の思想は、cとeのように令文と同じ趣旨の条文もあるが、令文とは異なっている。この問題は、どのように考えたらいいだろうか。

かつて井上光貞は「東国国司の詔」は改新詔とは異なっており、「ウル・テクストのおもかげをよく伝えていた」（『日本古代国家の研究』）と指摘した。今日の研究水準でいえば、「ウル・テクストのおもかげ」という井上の見解をそのまま採用することが困難である。日本語表記の研究が進展して、井上が言うように「改新の際の諸詔勅は宣命体で草せられ」たとは考えられないからである。

七世紀中葉の時点において、詔勅の発布における、宣命体による表記が可能であるという具体的な史料はなく、漢文ないし和歌のような仮借（漢字仮名）の表記でしかありえないだろう（稲岡耕二『人麻呂の表現世界』、犬飼隆『木簡から探る和歌の起源』）。確かに言えることは、「東国国司の詔」は改新詔のように、律令条文で修飾するような手法がとられなかったことである。「東国国司の詔」・「諸国への使者派遣」は改新の詔との間に違いがあり、宣命体のような体裁で古く見せかけようとしたのであろうか。いずれにせよ、「東国国司の詔」の関連史料群には、令文の直接的影響は一部を除き基本的には認められず、改新詔とは大きな懸隔があった。この差異は、きわめて大きい。

以上の検討によって、「東国国司の詔」に記された基本任務には、戸籍の作成と田畝の検校があったことが判明する。次に、「諸国への使者派遣」の分析に移りたい。

### 「諸国への使者派遣」

ここでは、諸国に派遣された使者の問題を考える。その条文とは、

(1) 大化元年九月丙寅条「遣使者於諸国」  
 (2) 同 九月甲申条「遣使者於諸国」  
 (3) 大化二年正月是月条「遣使者、詔郡国」

である。この三か条は、(1)(2)が「遣使者於諸国」という定型句、そし

て(3)が類似の「遣使者、詔郡国」の形で発せられており、共通した性格を有している。また、令文と同文ないし類似の語句はみられない。「東国国司の詔」に比べれば、これまで必ずしも十分に検討されてこなかったもので、全文を掲げて検討したい。

- (1) 「遣使者於諸国、治兵。〈或本云、從六月至于九月、遣使者於四方国、集種々兵器〉」
- (2) 「遣使者於諸国、録民元数。仍詔曰、自古以降、(ア)每天皇時、置標代民、垂名於後。(イ)其臣連等・伴造国造、各置己民、恣情驅使。又(ウ)割国県山海・林野・池田、以為己財、争戦不已。或者兼并数万頃田。或者全無容針少地。進調賦時、其臣連伴造等、先自收斂、然後分進。修治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作。易曰、損上益下。節以制度、不傷財。不害民。方今、百姓猶乏。而有勢者、分割水陸、以為私地、売与百姓、年索其備。從今以後、不得売地。勿妄作主、兼并劣弱。百姓大悦」
- (3) 「天皇御子代離宮。遣使者、詔郡国修營兵庫。蝦夷親附。〈或本云、壞難波狭屋部邑子代屯倉、而起行宮〉」
- すでに述べたように、その職務には、第一に(1)(3)にみられるように武器の管理、第二に(2)にみられる「民元数」の記録という人口調査、そして第三に(2)土地の兼併や貸借を禁止する政策がある。武器の管理を除くと、(2)の大化元年九月甲申詔が重要である。この詔の趣旨は、大化元年八月庚子条の「東国国司の詔」と思想的に通じる箇所がある。
- 両者を比較すれば、百姓支配に関しては(ア)「每天皇時、置標代民、垂名於後」が、「国家所有公民」、そして(イ)「其臣連等・伴造国造、各置己民、恣情驅使」が「大小所領人衆」である。ここでは「天皇」と「国家」、そして「臣連等・伴造国造」が「大小所領人衆」の「大小」と対応する。

また、土地に対しては(ウ)「割国県山海・林野・池田、以為己財、争戦不已。或者兼并数万頃田。或者全無容針少地」が、「其菌池水陸之利、与百姓俱」である。それぞれ細部の表記は異なるが、「山海・林野・池田」と「菌池水陸」とが対応関係にあるだろう。本稿は大宝令の復元を目的にしているので、違いの指摘だけに留めておきたい。

さて、「諸国への使者派遣」は、「民元数」を記すという人口調査と、土地の兼併や賃貸借禁止策という土地政策が出されている。「東国国司の詔」にみられる戸口調査とは共通するが、「校田畝」のことは書かれていない。しかしながら、土地政策の面では類似の政策が打ち出されているので、山尾幸久は「校田に関連する」と捉えている(『大化改新』の史料批判)<sup>10</sup>。このように考えることが可能であれば、両者はほぼ共通する。

### 東国と「諸国」

「東国国司の詔」が、東国を対象にしていることはすでに述べた。それでは、この東国と「諸国」との関係は、どのように捉えるべきなのであろうか。なお、(3)大化二年正月是月条には「郡国」とみえるが、まだこの時期は「郡」の行政単位はない。中国的な「郡国」の修飾とみる考え方もある。(2)の詔の中に「国県」とあり、これらは「諸国」の範囲に含まれているとみていいだろう。しかも、(1)の「治兵」と関係するので、同一方向の施策と考えられる。

従来の研究史をみれば、『新編日本古典文学全集』(以下、「新編古典全集」と称する)が、大化元年九月甲申条の「諸国」の頭注として、「東国へ「国司」、倭国の六県に「使」を遣わした後、諸国へ「使者」を遣わす。諸国の範囲は不詳」と記すが、『日本古典文学大系』には注記がない。このように『書紀』の注釈書にも、必ずしも掘り下げた注

記があるわけではない。

そうしたなか、山尾幸久は「東国国司と共通する任務をもった国司は、全国的・一般的に派遣されたこと、学説史上これには異論を見ない」と述べ、先の(1)～(3)の史料をあげる。そして、「東国国司は全国的な「使者」の一部分なのである」(前掲書三五八頁)と指摘する。しかし、事実としては『新編古典全集』に記されているように、「諸国の範囲は不詳」とする説が存在する。必ずしも一致した学説ではない。

この「東国」と「諸国」を考える素材が、実は存在する。(1)大化元年九月丙寅条の注記「或本云、從六月至于九月、遣使者於四方国、集種々兵器」である。大化元年九月条を編纂するにあたって、『書紀』本文が依拠した史料のほか、別系統の「或本」が存在したことがわかる。この別伝と本文の違いは、本文が「九月」であるのに対し、別伝では「六月より九月に至る」である。別伝では、乙巳の変にかぎりなく近づくことになる。あるいは、「治兵」と「集種々兵器」との微妙な違いもある<sup>11</sup>。それはともかく、ここで注目したいのは「四方国」の記述である。その解釈として、「諸方の国々、すなわち日本全国のこととするのが一般的だが、令制以前に王権が直接支配する地(後の畿内)以外の地域を、ほぼ東西南北の四地域に区分して『四方の国』と称したとする説もある」(『新編古典全集』)という注釈もある。はたして日本全国か畿外地域か、どちらの説がいいのだろうか。

石母田正が指摘するように、この時期の四方国は、百済における①王都周辺は畿内と呼ばれ、「五部」によって構成、②畿外地方は「五方」によって分割、③五方には「郡」がおかれ「一方」に一〇郡が所属、の制度に影響を受けている。倭国は百済をモデルにして、「畿内」と「四方国」という制度を受けついでだろう(『日本の古代国家』)。ちなみに「五部」とは、上・前・中・下・後部であり、「五方」は東・

南・西・北・中部である。『三国史記』には「分国内民戸為南・北部」「移東部」「西部人」などの語句があり、南部・北部・東部・西部の名称がみえる。ただし、日本の場合、石母田がいうように孝徳紀にみられる「東方八道」が、この「方」と関係するかどうかは疑問である。後述するように、東方の「東」は四方国に含まれるからである。畿内と四方国に区分されるのは、確かに百済の影響の可能性がある。関係史料をあげてみよう。

孝徳紀における大化二年三月甲申条「凡始畿内、及四方国、当農作月、早務宮田。不合使喫美物与酒。宜差清廉使者、告於畿内。其四方諸国々造等、宜折善使、依詔催勤」には、「畿内」と「四方国」の対比がみられる。「畿内より始めて、四方国に及る」は、明白に畿内と四方国の領域が異なっていることを示している。また、それぞれ単独に用いられているが、「清廉き使者を差して、畿内に告へ」は「畿内」に宣告することであるが、畿内と対比して「其の四方諸国の国造等にも、善き使を折びて、詔の依に催し勤めしむべし」というように、「四方諸国」へも使者（善使）が遣わされている。つまり、「四方国」が単独で用いられていても、「畿内」からは区別されている。<sup>12</sup>

こうした考え方に大過がなければ、大化元年九月丙寅条所引の「或本」には「四方国」しか出てこないが、含意として畿内が含まれていることになる。「四方国」に対して、使者を派遣したのであろう。つまり、必ずしも「四方国」は全国のことを意味しない。

問題は、「東国」の扱いである。東国については、すでに「都と夷（ひな）・東国」・「東国の調」とヤマト王権<sup>13</sup>などの論文で考察を加えてきた。端的に言えば、大化前代におけるヤマト王権時代の東国は、特別な政治的性格を持っている。一つの例をあげよう。崇神四十八年正月条は、

天皇、勅豊城命・活目尊曰、「汝等二子、慈愛共齊。不知、曷為嗣。各宜夢。朕以夢占之」。二皇子、於是、被命、淨沐而祈寐。各得夢也。会明、兄豊城命以夢辞奏于天皇曰、「自登御諸山向東、而八廻弄槍、八廻擊刀」。弟活目尊以夢辞奏言、「自登御諸山之嶺、繩縵四方、逐食粟雀」。則天皇相夢、謂二子曰、「兄則一片向東。当治東国。弟是悉臨四方。宜繼朕位」。

と記載されている。この条文は、崇神天皇が後継者を決めるため、皇子の夢見で判断するという内容である。

兄の豊城命は「自ら御諸山に登りて東に向きて、八廻弄槍し、八廻擊刀す」という夢。一方、弟の活目尊は「自ら御諸山の嶺に登りて、繩を四方に縵へて、粟を食む雀を逐る」という夢であった。その結果、東方に向いた兄に東国を統治させ、四方に臨んだ弟を後継者としたという話である。ここには東国統治というように、四方のなかでも東方の国だけが特別に扱われている。それが「アヅマの国」である。

一方、崇神十年七月条で、「其れ群卿を選びて、四方に遣して、朕が憲を知らしめよ」として「四道將軍」を派遣し、「大彦命を以て北陸に遣す。武渟川別をもて東海に遣す。吉備津彦をもて西道に遣す。丹波道主命をもて丹波に遣す」というように、北陸・東海・西道・丹波に使者を派遣する。この四方には東海が含まれている。

このように考えていけば、四方国のなかに東国が含まれ、そのなかで東国が特別扱いされていたと考える方がいだろうか。<sup>14</sup>「東国国司」は、特別に派遣されたと考えて良いのではなからうか。そして、諸国へ遣わされた使者と同じような任務を担っていたのである。

#### 戸口調査と校田の歴史的条件

『書紀』において、東国への使者派遣は大化元年八月庚子条、諸国

へは大化元年九月丙寅条と同甲申条であり、大化二年正月の改新詔以前である。改新詔が令文を引用して、何らかの基準を示しているとするれば、『書紀』の時系列では整合性がとれる。東国と諸国への使者派遣の目的は、「戸籍作成（戸口調査）」と田畝の検校<sup>15</sup>である。「戸籍作成」と「田畝検校」の一般的基準を示すのが改新の詔とすれば、それぞれの意図を捉えることは可能となる。

そこで問題となるのは、「戸籍作成（戸口調査）」や「田畝の検校」の歴史的条件が存在しているかどうかであろう。山尾幸久は、門脇禎二説を引用するかたちで「六四〇年代に、一般的な造籍・校田などなし得る条件はない。それはその通りである」と指摘する<sup>15</sup>。そして、「なし得る条件」と確認できる時期として、天智朝や天武朝に検討する詔などを移動させて理解するという手法を採用する。こうした「史料批判」の方法は、客観的な基準に充たされているだろうか。

問題にしたいのは、「なし得る条件はない」という判断が、具体的な史料をともなっておらず、主観的な判断になっていることである。また、類似のこととして、「東国国司の詔」の(1)～(3)の時期や鐘匱制度の施行時期に関して、「その間隔は、『孝徳紀』が編成する如き数箇月ではなく、実は数年が横たわっているのではあるまいか」という箇所にも見ることができ、確かにその可能性は皆無ではないが、あくまで可能性であり、根拠になる史料が提示されているわけではない<sup>17</sup>。

こうした史料操作は、石上英一が「史料編年再構成手法」と呼ぶ「史料批判」の方法である。研究史上では原秀三郎が採用し、大化改新詔批判として、改新否定論者が多く用いる手法である。本稿は改新詔全体を対象にする論考ではなく、史料編年再構成手法の問題点は石上の指摘どおりなので、この程度で留めておきたい<sup>18</sup>。

私はかつて「律令制的班田制の歴史的前提について」の論文におい

て、国造制の時期における「校田・班田」を想定した<sup>19</sup>。この見解は、石母田正によって提起された、(1)裁判権または刑罰権、(2)軍役を含む徴税権、(3)行政権としての「勸農」、(4)祭祀権という国造制支配の内容（『日本の古代国家』）をふまえ、さらに吉田晶による国造制における部分的な編戸制という新しい支配方式の研究（『日本古代国家成立史論』）を前提にして、提起した見解である。ただし、直接的な史料はなく、関連史料から想定した問題提起の域をでない。最近では小口雅史が私説に対し、「国造制の段階で、律令班田制の前提となるような田地編成にかかわる諸権限を国造在地首長層が有していた可能性は高い」と肯定的に評価している。いちがいに「なし得る条件はない」と断言できる研究状況ではない<sup>20</sup>。『書紀』にも、いくつもの関連事項がみえる。

「戸籍作成（戸口調査）」の問題では、『書紀』欽明紀における白猪屯倉に対する戸口調査がある。大臣である蘇我稻目が吉備に行き、白猪屯倉を設置した。白猪屯倉とは農業経営の拠点である。この屯倉が管理する田地の農耕に従事する耕作民を、まず田部（部民の農業従事者）に編成した。しかし、十数年がたち、籍（名簿）に載らない成人が多くなったので、あらためて田部の丁籍（成人の名簿）を調査させた（欽明三十年正月条）。そして、籍を定めて田戸に編成した（同四月条）。

敏達三年（五七四）条では、馬子（稲目の子）が大臣として白猪屯倉に行つて、田地と田部を増加させた記事もある。吉備には、津と客館の施設があった児島に屯倉を設置して港湾施設も整備した。瀬戸内海における物資輸送の重要拠点であった（狩野久『発掘文字が語る古代王権と列島社会』）。

このように蘇我氏は、屯倉の農業経営を効率的に運用し、ヤマト王

権の財政基盤を拡大・強化した。その具体的方法は、名籍（文板のこと、ふだ。木簡に書かれた名簿か）に田部の名前を記入し、その名簿を使って各人から公租公課（租税）を負担させるような仕組みである。新たに組織化した田戸は、漢字表記からみて戸別に編成した可能性があり、新しい屯倉経営の管理モデルである。

このような欽明紀における白猪・兎島屯倉の運営方法を参考にすると、「戸籍作成（戸口調査）と田畝の検校」の条件は、逆に存在していたとみてまちがいはなからう。少し本題から離れたきらいがあるが、なぜ大宝令を利用したのかという課題でもあるので、検討を続けてきた。次には、あらためて改新詔第三項に話をもどしたい。

#### 四 「改新詔」と大宝令の配置

##### 改新詔第三項の歴史的條件

さて、第三項の主文は、「初造戸籍・計帳・班田収授之法」であるが（副文を含め、七頁参照）、主文が原詔にあるとは単純にはいいきれない。今日の研究水準では、令文と同文ないし近似する文章についても、その転載と割り切ることができないからである。宣命体風の表記に関しても、そのような宣命体表記が可能かどうかとも問題であり、同時期の文体として存在したとはかぎらない。古色めかしていることは事実であろうが、改新時に宣命体が存在したことは実証できないからである。<sup>21)</sup>

ここで、改新詔研究で代表的な井上光貞説を取りあげてみたい。井上は、前半の戸籍・計帳については、「この首文はもと、人口を調査し、その帳簿をつくれ、というたぐいの文であって、それを編纂当時

の知識で「戸籍・計帳を造れ」と書いたもの」とする。また、後半の「班田収授之法を造れ」については、班田収授法の実施は後のことと理解する。そして、「東国国司の詔」から、その手続きの一環の校田や均田法的思想がみられるので、「編纂当時の知識で書きあらわしたもの」と指摘する（『日本の歴史3』飛鳥の朝廷）。

主文（井上は「首文」という）が律令の知識によっていることは事実であろう。ただし、前半の「戸籍・計帳」を「人口調査と帳簿」と解釈するのは、どうであろうか。井上のように、当時の歴史的條件から判断するのも一つの方法である。確かに「東国国司の詔」においては戸口調査があり、何らかの帳簿によったものであろう。ところが、副文の構成においては、「人口調査と帳簿」に関係する条文が引用されていない。改新詔では、「戸籍・計帳」の関係事項が(a)戸令第一条の為里条であり、「班田収授之法」では(b)田令第一条の田長条があげられている。この条文の引用は、条文の趣旨にそう意味を持たされているのではなからうか。

すでに述べたように、改新詔の主文と副文（凡条）との関係は、密接なものがある。機械的に令文の第一条を引用したものではない。主文との関連で、副文では令文でないし令文的な文章が記されている。こうした視点から考察していけば、どのように考えられるのであろうか。

第三項における第一の副文(a)は、為里条である。条文をみれば明らかのように、里の構成（五十戸）と里長の職掌の規定である。現在、里の最古の史料は、次表にあるように六八三年（天武一二）の「三野大野評阿漏里」の木簡である。それ以前は「鴨評加毛五十戸」（六八一）のように「五十戸」表記が使われていた（奈良文化財研究所『評制下荷札木簡集成』より引用）。「五十戸」の紀年銘木簡としては、「乙丑年」（六六五、天智四年）の「三野国ム下評大山五十戸」がいちば

サト表記のある紀年銘木簡

西暦	干支	年号	木簡のサト表記	出典
665	乙丑年	天智4	三野国ム下評大山五十戸	102
675	乙亥年	天武4	知利布五十戸	飛18-170号
677	丁丑年	天武6	三野国加东評久々利五十戸	105
677	丁丑年	天武6	三野国刀支評惠奈五十戸	107
678	戊寅年	天武7	汗富五十戸	87
678	戊寅年	天武7	尾張海評津嶋五十戸	22
678	戊寅年	天武7	高井五十戸	271
678	戊寅年	天武7	□□五十戸	281
679	己卯年	天武8	三野大野評大田五十戸	92
680	庚辰年	天武9	芝江五十戸	伊場4-3号
681	辛巳年	天武10	朱鳥元	68
681	辛巳年	天武10	鴨評加毛五十戸	68
683	癸未年	天武12	三野大野評阿漏里	91
684	甲申年	天武13	三野大野評堤野里	95
685	乙酉年	天武14	三野国不□評新野見里	88
686	丙戌年	朱鳥元	大市了五十戸	38
687	丁亥年	持統元	若佐小丹評本津了五十戸	124
688	戊子年	持統2	三野国加毛評度里	103
690	庚寅年	持統4	三川国鴨評山田里	46
691	辛卯年	持統5	尾治国知多評入見里	33
691	辛卯年	持統5	新井里	59
692	壬辰年	持統6	三川国鴨□高椅里	44
692	壬辰年	持統6	万枯里	48
694	甲午年	持統8	知田評阿具比里	32
695	乙未年	持統9	木津里	126
695	乙未年	持統9	入野里	60
696	丙申年	持統10	三野国山方評大桑里	101
697	丁酉年	文武元	若狭国小丹生評岡田里	127
697	丁酉年	文武元	若狭国小丹□□生里	117
697	丁酉年	文武元	□□評野里	120
698	戊戌年	文武2	三野国厚見評□□里	98
698	戊戌年	文武2	若狭国小丹生評岡方里	128
698	戊戌年	文武2	波伯吉国川村評久豆賀里	164
699	己亥年	文武3	三野国各牟□汗奴麻里	99
699	己亥年	文武3	吉備中□□評縣了里	216
699	己亥年	文武3	上球国阿波評松里	75
699	己亥年	文武3	若狭国小丹生…三分里	122
699	己亥年	文武3	玉杵里	118
699	己亥年	文武3	二方評波多里	161
699	己亥年	文武3	濶評竹田里	伊場4-108号
700	庚子年	文武4	若狭国小丹生評木ツ里	125

ん古い。ただし、最古の「五十戸木簡」は、飛鳥京跡第五十一次調査で出土した「白髪部五十戸」の木簡である。時期は、同遺跡の伴出木簡から、六四九年（大化五）二月から六六四年（天智三）二月の間である（岸俊男「白髪部五十戸」の貢新物付札）。これらの出土木簡で明らかのように、改新時には「里」の用字の制度はなく、「五十戸」が用いられていた。<sup>22)</sup>

このように考えていけば、第三項の(a)には五十戸の制度が規定されていた可能性が強いのではなからうか。その基礎として、戸の編成も行なわれていただろう。第四項の調に関する凡条には、「戸別之調」が規定されている。すでに欽明朝の時期の白猪屯倉では、「田戸」の編成も行なわれていた。その編成単位が家族なのか、考古学でいう「単位集団」にあたるかどうかは確認できない。しかし、何らかの基準があったことは想定できよう。

なお当時、「五十戸」をどのように読んでいたのか、直接に読みを示す史料はない。『万葉集』を参照すれば、「楚取（しもととる）五十

戸良我許惠波（さとをさがこゑは）」（八九二）、「守部乃五十戸之（もりへのさとの）」（二二五）というように、「さと」と読まれている。ただし、「子持有跡五十戸（こもてりといへ）」（一七九〇）のように「いへ」の表記もある。五十戸木簡は、表記というより五十戸の単位を意味する。おそらく「里」が設置されて「さと」と読むようになったが、それ以前も五十戸で構成されていたので、「さと」と読まれたのであるが、「五十戸」の時期までさかのぼるかどうかは確認できない。

しかし、少なくとも五十戸という単位の制度化は始まったと思われる。第四項の凡条である(ア)官馬（厩牧令厩細馬条）、(イ)兵、(ウ)仕丁（賦役令仕丁条）、(エ)采女（後宮職員令氏女采女条）のうち、(ア)官馬、(ウ)仕丁、(エ)采女が五十戸ないし五十戸の倍数（一百戸、二百戸）が基準単位となっている。五十戸の設定と、第四項の徴発基準とは適合して設定されている。また、第二項の郡の規模（大・中・小郡）も、五十戸を基準としているので整合性がある。このように、少なくとも戸を単位（おそらく五十戸）とする規定があったことはまちがいないからう。

次の第二(b)は、田地の面積単位と田租の徴収規定である。当時は、町段歩制ではなく「代制」であることが明らかになっている。そもそも「一代」とは「一束」の収穫がある面積で、五〇〇代（一町）からの標準的収穫高は五〇〇束となる。このように代制は収穫高と関連がある面積単位である。この代制は、朝鮮半島の結負制と関係があると思われる。<sup>24)</sup> ただし今日、必ずしも明確な代制の地割は確認されていない。<sup>25)</sup>

さて唐令では、田租は賦役（課役）の一部であり、律令法では賦役令に位置づけられている。ところが日本令では、次項で述べるように、遅くとも大宝令から田租の規定は田令に明文化されている。その理由について、これまで必ずしも十分には議論されていないが、日本的な



代の単位とも関係していると想定される。それはともかく、(b)の主眼は面積単位の規定にある。

田の面積が規定されたことにより、第四項の主文「罷田賦役、而行田之調」に記された「田調」の徴収が可能となる。この副文(凡条)では、「町」が単位となっているが、町段歩制の開始は大宝令からであり、原詔は「代」を単位としていたであろう。

### 田租条と田令

次に検討を要することは、日本の田租関連条文が、田令に含まれる問題である。これは大宝田令の復元とも直接関係する、日唐間の重要な問題である。日本の田租は、田令の第二条に納入時期が規定されているが、第一条田長条の面積単位に田租の徴収基準が設定されている。つまり日本令では、第一条と第二条という冒頭部分に田租の規定がある。最初に、日本令と唐令の冒頭部分三か条を比較しておきたい。

養老令の田令では、(1)田長条、(2)田租条、(3)口分条と続く。これに対し唐開元二十五年令では、最近の天聖令研究をふまえていえば、(1)田積条(田広条)、(2)丁中受田条(丁男永業口分条)、(3)当戸受田条(当戸永業口分条)となる。<sup>26)</sup>

租に関しては、『唐令拾遺』が日本養老令の田令田租条に影響されて、田令のなかで復元している。この復元案に対し、つとに菊池英夫が唐令では租も賦役であり、賦役令に含まれることを主張した(『唐令復原研究序説』)。その後、新しい『唐令拾遺補』では菊池案が採用され、租関係の条文は賦役令にもどされた。この菊池案が、新出した天聖令の賦役令に租(丁租)が規定されていて、正しいことが実証された。つまり日本令では、唐令の賦役令から田令に改めて、租を田租として扱ったのである。

本来、唐令では賦役令に含まれていた租が、どうして日本令では田令に規定されることになったのだろうか。この問題について、菊池は中国の丁租に対し日本では田租であること、「口分田の班給と田租の徴収は明確なる給付反対給付の関係に立つ」ことを指摘した。そして、日本令では田長条の田積に租を規定して田租であることを示し、租が田令に設定されたことを指摘した(菊池前掲論文)。<sup>27)</sup>

菊池が指摘するように、日本令では第一条の田積条項に租の基準が定められ、その影響で第二条の田租条が持ち込まれた可能性が高い。ただし、口分田と田租の関係は再考する必要がある。従来からいわれているように、『令集解』田令田長条の「穴記」に「租。賦也。土地所生謂之賦。言田給。即所生之物進君耳」とある。日本古代では、田地を支給し、その生産物の一部を君(天皇)に進上するのが、古代の田租のイデオロギー的な特質だからである。<sup>28)</sup>

この問題は、田租が課役ないし賦役に含まれるかどうかの問題とも関係する。ただし、本稿では早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」などの研究に委ね、<sup>29)</sup>田租に限定して行論することにした。

このように、日本では租が田租として扱われたので、租が田令に規定されるようになったことは事実だろう。理由としては、一束の收穫量が一代いちよという面積単位になるという、代と收穫量(束)との関係が想定される。そして、收穫量の一定の額を公租公課(田租)として貢納するという形態が、日本的田租の起源と結びついたものだろう。

「租」「田租」は、「タチカラ」と読まれる。この訓の成立時期の詳細は明らかにできないが、「チカラ(税)」が、「チカラ(労力)」によって生産されるもの(『岩波古語辞典補訂版』)の意味であれば、「田」との結びつきが古くから強かったことが考えられる。さらに、田租の起源が在地首长制と関係し、「初穂として首长に貢納する慣行から発生

したとみるべきであろう」という石母田正『日本の古代国家』（二九八頁）の指摘は的を射っている。こうした日本の特徴が、唐賦役令の丁租を日本田令の田租へと転換させたのであろう。

### 田令田租の起源問題

次に、租が田令へ組みこまれた時期について考察しておきたい。換言すれば、第一条の田長条に租の追加がいつ行なわれたかの問題である。すでに述べたように、慶雲三年九月十日格に「准令、田租一段。租稲二束二把」とあり、大宝令（「准令」の令が大宝令）から田積に租が付加されている。この規定が大宝令か、あるいは大宝令以前に田租として扱われたのかどうかの検討である。

日本において、田租の慣習ないし制度はいつ始まったのだろうか。ここでは大宝令が成立する以前の史料を、『日本書紀』『続日本紀』から検討してみたい。「租」と記されている記述は、それほど多くはなく、次の八か条である。

- (1) 雄略一三年八月条  
播磨国御井隈人文石小麻呂、有力強心。肆行暴虐。路中抄劫、不使通行。又断商客艤船、悉以奪取。兼違国法、不輸租賦。
- (2) 顕宗即位前紀  
白髮天皇二年冬十一月、播磨国司山部連先祖伊予来目部小楯、於赤石郡、親弁新嘗供物。〔二云、巡行郡県、収斂田租也〕
- (3) 大化二年正月条  
改新詔（省略）
- (4) 白雉三年正月条  
自正月至是月、班田既訖。凡田、長冊歩為段。十段為町。〔段租稲一束半、町租稲十五束〕

(5) 天智五年七月条

大水。是秋、復租調。

(6) 持統四年九月乙酉条

詔曰、朕將巡行紀伊之。故勿收今年京師田租口賦。

(7) 文武元年八月条

仍免今年田租・雜徭并庸之半。

(8) 文武三年三月条

河内国献白鳩。詔、免錦部郡一年租役。

(1)の租賦については、日本古典文学大系本（以下、古典大系本）が「単に租税の意。大化改新以後の田租と調とではない」と記すが、この解釈でいいだろう。(2)の「田租」については古典大系本は「単に租税の意」とする。しかし、時期の是非を別とすれば、かつて新嘗祭における初穂儀礼と関係して、初穂を含む貢納物が後に田租と呼ばれるようになった可能性がある。したがって、文字どおり「田租」と理解していいだろう。<sup>30</sup>そして、(3)改新詔と、(4)白雉三年正月条とが続く。

(5)の「租調」について、古典大系本と新編日本古典文学全集本は、ともに改新詔を参照させているので、「田租」と捉えている。確かに「租調」の語句を重視すれば、律令制的な「租調庸」との関係で、田租と推測してもあながちまちがいではない。また、『書紀』の時系列の論理では田租となるが、(3)(4)を後の知識の潤色として除外すれば、必ずしも田租とは限定できなくなる。この天智朝の記事については、八木充「田租制の成立」による否定説がある。史料批判の視点からみれば確実なことはいえないが、八木は同じ天智紀の記述「修高安城、収斂内之田税」（天智八年是冬条）には肯定的立場をとる。天智朝に「田税」が存在すれば、少なくとも田租の形態が存在しても不都合はない。この立場からいえば、田租は浄御原令以前に存在したことになる。

次の(6)～(8)の「田租」と「租」は、浄御原田令と関連する田租であろう。<sup>31</sup>つまり内容的には、『令集解』田令田長条所引の慶雲三年九月十日格にいう「令前租法。熟田百代。租稻三束」の「令前租法」のことになる。この「令」は大宝令を意味するから、「令前租法」は大宝令以前の「租法」となり、(6)～(8)の史料と関係づければ、浄御原令時代に田租が行なわれていたことになる。なお、ここに「令前租法。熟田百代」とあるように、浄御原令においてはまちがいなく町段歩制は成立しておらず、「代」<sup>32</sup>制として捉えねばならない。

#### 原田租と田令

このように『書紀』における「租」「田租」の用例はけっこう多くないが、少なくとも浄御原令段階の田租は措定することができる。また、天智朝に「田税」が存在していたとすれば、田租もありえたことになる。ここで浄御原令以前における、「田租」類の収取について研究史をふりかえっておきたい。

この問題について戦後の歴史学に大きな影響を与えたのは坂本太郎である。坂本は、唐令以前における魏・晋の田租の制度が朝鮮半島を経て、改新詔に取り入れられた可能性を指摘した(『大化改新』)。しかし、坂本の見解は改新詔の田租について史料批判することなく、田租の存在を肯定的に捉えている。そして、大宝令と改新詔第二項が同文であるので、慶雲三年格の「令前租法」を大化前代の「租法」とする。しかしながら、「令前租法」は「大宝令以前の租法」を意味するだけであり、これを大化前代の史料として扱うことは無理であり、この説は成立しない。<sup>33</sup>

ところが、在地首長制論を展開した石母田正は、この坂本説を前提にして論を立てている。石母田は、この「令前租法」を「大化前代に

までさかのぼり得る先行形態とみる通説」として理解している(『日本の古代国家』二九七頁)。そして、旧国造領における税制として「百代三束」の原田租を位置づけ、大化前代の国造法の一部をなしていたと推定する(同書二九八、三〇〇頁)。この石母田説は、誤った坂本説を前提として議論が組み立てられており、「百代三束」という大化前代の原田租説は、成立する余地はない。

「百代三束」の数値にこだわれば、浄御原令に存在した可能性は強いだろう。浄御原令に田令が存在した確たる証拠はないが、『書紀』持統六年九月辛丑条に「遣班田大夫等於四畿内」とあり、持統四年(六九〇)の庚寅年籍に基づく班田と捉えられている。庚寅年籍は戸令に基づいているので、田令も存在した可能性が強くなる。宮本敦がいうところの、「浄御原令による造籍の六年一造制に照応する班田の六年一班制の成立を推測せしめる」、「浄御原令によって位田・職田等貴族に対する特権的な班給田の明確な規定(面積等)が定まり、初めて持統六年に班給される」という評価につながる(『律令田制と班田図』三九、四〇頁)。<sup>34</sup>班田制の規定が田令にあれば、田租関連条文はずでに田令に存在することになる。

なお、田租という形態からいえば、「田税」の存在が事実として認められるならば、田租は天智朝にあってもさしつかえない。天智朝以前に関しては、どうであろうか。令制の田租に継承される「田租」を、白雉三年条ないし改新詔に求めるとなれば、両者に記された田租の条文が町段歩の単位に基づいているので、町段歩制と関係する田租はありえないことになる。しかし、「百代三束」ないし代単位の租徴収の起点として、白雉三年条ないし改新詔において「田租」の形態を求めることは不可能ではない。

ところが、白雉三年条を大化改新の六年後の班田として『書紀』が

設定していたとすれば、むしろ改新詔の田制に田租が付随していたと想定することになる。ただし、確たる証拠はない。少なくとも天智朝に田租の形態が存在していたとすれば、浄御原田令の田積規定に付随して田租が記された可能性が出てくる。そうであれば、浄御原令の段階で田租条が田令に含まれた可能性もある。なお、石母田のように大化前代に「百代三束」の原田租を設定すれば、改新詔に「田租」の規定があってもいっそうにかまわない。<sup>35</sup>しかし、既述したように、坂本説に依拠する「百代三束の原田租」説は成立する余地がない。

#### 賦役令から田令への田租の組み換え

これまで縷々述べてきたように、浄御原令には田令に田租関連の条文があった可能性が高い。そして田租自体としては、天智朝にさかのぼる可能性がある。また、その起点として改新詔に存在した可能性も皆無ではない。改新詔第三項の副文に、田長条が引用されていることからすれば、田積の規定は存在していたであろう。田積の規定だけでは、それほど意味はない。改新詔第四項においては、「調（田調）」「戸別之調」「官馬」「仕丁」「采女」の徵発基準が規定されているので、改新詔第三項に「租（田租）」の規定が存在しても、改新詔の内容からだけいえば特に矛盾もない。一案としては、改新詔に「租（田租）」規定を想定する説は成立すると思われる。<sup>36</sup>

このように、大宝田令の田租規定を遡源していけば、浄御原令の編纂段階で、唐の賦役令の租（丁租）規定を田令に組み換えていたことになる。これが事実であれば、大宝田令の構成を考察するうえで重要な問題を提起する。

天聖令が出現して以来、唐令を継受した日本令の構成と条文の配列について、唐令との比較研究を直接できる条件が整った。これは、同

時に日本律令の編纂とも関わる重要問題である。

最近の服部一隆の研究によれば、日本令への影響は、

- ① 唐日令は類似していたため継受関係が明確になった。
- ② 唐日令の微細な差異から日本令の特徴が検討されるようになった。

- ③ 日本令において独自条文を作成するときは編目の末尾に付されることが多い（末尾条文群）。

- ④ 日本令への継受率や独自条文の数には編目によって偏りがあり、浄御原令との関係が想定される。

- ⑤ 唐令の体系的継受は大宝令段階であり浄御原令は近江令からの連続性でとらえられるべきである。

と指摘されている（『班田収授法の復原的研究』五六頁）。①と②の事柄はともかく、③④⑤に関しては、いくぶん抽象的な指摘であり、各令・各条文の個別的な比較研究の進展を待って、結論づけねばならぬ。

小稿で検討している田令の場合、日本独自の田租条（第二条）は、第一条の田長条との関係で捉えられる。つまり「末尾条文群」ではない。また、養老田令公田条（大宝令にも存在するが、語句は異なる）は唐田令条文にはなく、日本独自の条文といわれる（大津透「北宋天聖令の公刊とその意義」二九二頁）。この条文は、養老令では田令全三七条のうち一番目の条文である。当然のことになるが、条文の位置をめぐっては、それぞれの配置の意味を考える必要が生じてくる。そもそも田令では、継受しなかった唐令後半の「屯田」規定の影響もあってか、「末尾条文群」は存在しない。それならば、田令は特別扱いされたのであろうか。このように細部を詰めて、結論づけていく必要がある。そして、問題になる田租条文が、賦役令から田令に組み換え

られ、どのように位置づけられたのか、必ずしも論究されていない。  
 浄御原令と大宝令との関係は、「東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題（覚書）」において少し考えたが、田令に關しても田租問題を通じて深める必要がある。少なくとも浄御原令段階から、令の組み換えを含めて継受されているからである。

## 五 六年一班条

### 『令集解』田令六年一班条の大宝令と養老令

本稿で主に論じてきた大宝田令は、改新詔に記載されている田令田長条であり、関連事項を含めて検討してきた。『日本書紀』には改新詔とは直接に関係しないが、大宝田令に影響を受けた記述もある。田令六年一班条である。最後に、大宝令における六年一班条の問題について述べておきたい。

すでに述べたように、『書紀』では直接に六年一班条は引用されていない。白雉三年四月是月条に記された班田が、改新詔から六年後であるので、大宝田令の六年一班条に影響を受けた班田記事として評価されてきた。これが通説的位置をしめているが、服部一隆「大宝田令班田関連条文の復原」が、大宝令文には六年一班条はなかったという否定説を唱えた（『班田収授法の復原的研究』）。これに対して坂上康俊が、古記の内容から異議をとらえた。なかでも「班田年」（班年か）<sup>27</sup>の規定がありながら、その班年自体の条文がないのは理解できないことである（書評、服部一隆著『班田収授法の復原的研究』）。本稿では別の視点から賛成できない旨を述べてきた。<sup>28</sup>これは『集解』の「古記」から大宝令文を復元する基準の面から批判したものである。

ここで、あらためて『集解』当該条文から考察を加えていきたい。最初に、養老令の六年一班条について、『令集解』の養老令文と「古記」の文を引用しておこう。傍線が、大宝令と考えられる語句である。凡田六年一班。〔a〕（神田寺田不在此限）〔b〕若以身死心退田者。每至班年。即從収授。〔c〕

〔a部分〕初班。謂六年也。後年。謂再班也。班。謂約六年之名。仮令。初班死。再班収也。再班死。三班収耳。問。人生六年得授田。此名為初班。為當。死年名初班。未知其理。答。以始給田年為初班。以死年為初班者非。問。上条三班乃追。与此条三班収授。其別如何。答。一種无別也。三班収授。謂即三班収授也。問。於二月授田訖。至十二月卅日以前身亡。何為初班也。答。以作年為初班也。仮令。自元年正月至十二月卅日以前。謂之初班也。

〔b部分〕神田条。不在収授之限。謂収而不授百姓也。一云。神田余者不収。欠加。寺田雖欠乘。不在収加之例。問。神田寺田輪租以不。答。並輪。各入本主。問。神田寺田聽賣買以不。答。寺田聽賣買也。神田不合。

〔c部分〕古記なし

最初に触れなければならないのは、b部分の「古記」に「神田条」の語句がみえることである。もともと大宝律令が成立した時、律令条文に条文名が記載されていたかどうかが問題になる。現在のところ、条文名はなかったという見解が有力である。確かに固有の条文名が存在していたとすれば、明法家の議論だけではなく今日の条文解釈においても、当該条文が明白になったであろう。しかし、条文の名称はつけられておらず、必ずしも条文の冒頭部分から命名されていないとすれば、混乱を招きやすい。

さて、養老六年一班条に神田条の語句がみえることは、大宝令と養

老令で条文内容が異なっていた可能性を示唆している。したがって、六年一班条関係の考察においては、大宝・養老令の条文構成の問題から議論しなければならない。

考察の際の注意事項として、時期の違う記載・注記を区別する必要性がある。具体的には、(1)『令義解』『令集解』に記された養老令の体裁と、後の時期の条文明、(2)『令集解』を編纂した惟宗直本の注記の仕方、(3)諸明法家の記述、たとえば大宝令注釈の「古記」では大宝令の構成、養老令の注釈（令釈、跡記、穴記、義解等）では「前令」（古令。大宝令のこと）との比較を、それぞれ判別して分析しなければならない。各明法家に共通した理解であれば問題はないが、条文明の呼称などでは必ずしも統一されておらず、思わぬ誤解も生じるからである。

ところで、b部分の「神田条」については、編者の直本も、本条に注記を加えている。それは「私。此云。在田有交錯条下。案之。古令。神田寺田別立条。似不称於此条。新令。省其条。可附此条。仍以事緒相類。附此条中也」というものである。「古令」は大宝令、「新令」は養老令である。直本によれば、大宝令では「神田寺田、別に条を立つ」とあるので、神田寺田は別条文という認識であった。

このように神田条については、「古記」と直本は、共通して養老六年一班条とは異なり、大宝令の神田寺田規定は別条にあつたと理解していた。このように共通の理解の場合は、明確である。しかし、一般的には条文明の不統一などの問題を含め、「古記」（七三九年前後に成立）と直本の注記時期（九世紀中葉前後の成立か）は異なっており、両者の内容はそれぞれの時代を踏まえて考える必要がある。

この「神田寺田」の問題で注意したいのは、「神田条」「神田寺田」と記された内容が、神田寺田条という一条なのか、神田条と寺田条の

二か条に分かれているのか、という問題である。「古記」の記述では、「問。神田寺田輪租以不」「問。神田寺田聴賣以不」というように、神田と寺田が対になっている。また「一云」（古記本文に対する異説）も、「神田余者不収。欠加。寺田雖欠乘。不在収加之例」と同じく対になっている。したがって、神田と寺田が対として取りあげられていることがわかる。<sup>40</sup>なお、条文明の名称は、ふつうは文章の冒頭部分から命名されることが多いので、「神田寺田条」ではなく、「神田条」でもさしつかえないだろう。

このように六年一班条については、一条の養老令条文が、大宝令では少なくとも二か条に分かれていたことが判明する。おそらく神田と寺田関係の規定は、「神田寺田、不在収授之限」というような条文があったことになる。<sup>41</sup>これが養老令では六年一班条の中に組みこまれ、一部の語句が変更されて「神田寺田、不在此限」の注記になった。養老令の編纂にあたって、大宝令条文の再編が行なわれたことに注意しておきたい。この条文数の分析については後述することにして（大宝令の復元）、『令集解』の「古記」説の分析に戻ることしよう。

#### 『令集解』田令六年一班条と関連条文の「古記」

さて、「古記」の引用法からいえば、直接に「此条」と指示された語句のほか、「謂」の文字から始まる直前の語句が大宝令文となる。「○。謂\*\*\*」の○部分である。六年一班条でいえば、傍線を引いた「初班」「後年」「班」「三班収授」などの語句がそれに該当し、大宝令に存在したことがわかる。この条文の場合、これらの語句は必ずしも養老令文には継承されていない。養老令では、おそらく大幅に改編されている可能性が強いからであろう。

ところで、「此条」に対する「上条」は、『令集解』田令王事条であ

る。直接に言及されているのは、「其身分之地。十年乃追」に付された「古記」の「三班乃追。謂二班之後。三班之年。即收授也。問。計班之法。未知。若為。答。以身死応収田条一種。仮令。初班之年。知不還収。三班收授。又初班之内。五年之間亦初班耳」である。ここで注意したいのは、王事条の「三班乃追」行為が「以身死応収田条の一種」とされ、同類とされていることである。この記述によれば、養老田令六年一班条の「若以身死応退田者、每至班年、即從收授」の部分が「以身死応収田条」と呼ばれていたことが判明する。

このほか六年一班条以外の注釈で、六年一班条に関係する「古記」には、次のような記述がある。

(d) 班田条古記

十一月一日。總集対共給授。謂此不名為初班之年也。二月卅日内使訖。謂此名為初班年也。其収田戸内。有合進受者。謂以死人分。取生益分聽之。問。籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班以不。答。造籍之後年。造田簿給授。同年不可得。為依籍造田文故也。仮令。籍今年起十一月。來年五月内使訖。即田文。此年起十月授造。又來年二月卅日内使訖。

このうち古記問答の間「籍六年一造。田六年一班。未知。同年造班以不」が、六年一班条の復元材料となる。

すでに述べたように、服部一隆は大宝令の復元方法として、「唐日田令対照史料」の判例に、「古記の引用により復原できる大宝令文については、養老令の傍らに符号および字句を記した」と書き、「◎は、「」謂…、「」者という引用符がつき、○は「」未知…、問「」…とというような形式でそれぞれ、引用と認められるもので養老令と同文のもの」としている。この基準は、「令集解」の読解にあたり、筆者も用いてきた大宝令の復元基準である。「○とされた」語句と、「◎とさ

れた語句」が大宝令文として確実性を有するかどうかの基準を示すので、大宝令を復元するうえで重要な条件となる。<sup>42)</sup>

この基準に従えば、「籍六年一造。田六年一班」の語句は、この問答がたとえ律令の取意文であるとしても、大宝令に存在した可能性が強い。<sup>43)</sup>「籍六年一造」の語句は、養老戸令造戸籍条の「凡戸籍六年一造」の関連条文である。この語句が大宝令に存在していることは、すでに通説的位置にある。大宝令以前については、六九〇年（持統四）における戸令に基づく庚寅年籍、七〇二年（大宝二）の大宝令戸籍からみて、淨御原令段階で設定されていたであろう。その中間における六九六年（持統一〇）の戸籍についても、造籍された可能性が強いと思われる。<sup>44)</sup>少なくとも大宝令段階で、戸籍の六年一造制、班田の六年一班制が存在していたことはまちがいないと思われる。なお、「初班」の語句については、(e)でとりあげる。

(e) 授田条古記

先无。謂初班年五年以下不給也。

この「古記」にみられる「初班年」については、今宮新や宮本救の研究がある。その研究によれば、「初班之年（初班年）」は「班田終了の年＝耕作年（それに続く五カ年）」を、「班田之年＝班年」は「班田開始の年」を意味する。<sup>45)</sup>つまり、六歳に満たない者には班田しないという意味という。

(f) 荒廢条古記

替解日還官收授。謂百姓墾者待正身亡。即收授。唯初墾六年内亡者。三班收授也。公給熟田。尚須六年之後收授。況加私功。未得実哉。拳軽明重義。其租者。初耕明年始輸也

この条文にある「收授」と「三班收授」の語句は、(a)の「初班」「三班收授」とともに、大宝令の復元と関連する史料である。

## 大宝令の復元条文数

次に、いよいよ大宝令を復元することになる。養老田令六年一班条にみられる条文の大宝令復元は、最低でも二か条になることは既述した。研究史では、復元条文数は一条から三条まで、多くの論争があったが、検討すべき条文数は二か条か三か条である。ここでは学史史を小括する余裕がないので、これまでの詳細な学説については、村山光一『研究史 班田収授』、仁井田陞著・池田温編集代俵『唐令拾遺補』の当該条文の項、さらに服部一隆『班田収授法の復元的研究』などを参照してもらうことにして、論点を中心に私見を述べておきたい。

養老令文の六年一班条は、少なくとも大宝令では神田条と以身死応収田条とに分かれていた。古記所載の神田条と以身死応収田条の名称は、「古記」本文の記述であり、仮に惟宗直本が大宝令文を見ていなかったにせよ、この二条の存在は否定しようがない<sup>46</sup>。直本が、『令集解』の編纂にあたり、六年一班条に神田条記載の「古記」を配置して、自ら大宝令の神田条は「田有交錯条の下に在り」と記し、さらに「古令、神田寺田は別に条を立つ」と記載したのである。

この問題を、天聖令所引の唐令との条文の対応関係から考えてみよう。天聖令の田令には「右令不行」と記された唐令（開元二十五年令）が多く残っており、日本令との比較を行ないやすい。そのため内容の改編を別にすれば、その条文配列の比較が容易である。すでに服部一隆や渡辺信一郎（ただし養老令との比較）が試みている。

天聖令の配列とで比較すれば、以身死応収田条は、唐令の身死応退田条（渡辺は田土返還条）と対応することはまちがいない。また、神田条は惟宗直本の注記によれば、日本令は田有交錯条（交錯条）の次に来る。日本令の交錯条は、唐令の田有交錯条（同、交錯条）と対応す

る。その次に位置するのが、唐令の道士女冠条（同、道僧受田条）である。この条文は、道教の道士・女冠と僧尼に対する田地の支給規定である。日本では道観を含む道教組織の法令は継受していないので、この部分の対応条文はない。直本によれば、大宝令においては、ここに神田条を配置していたことになる。このように考えれば、日本令の以身死応収田条と神田条には、唐令条文に対応する二か条（身死応退田条と道士女冠条）が存在することになる。服部も指摘するように、養老令の六年一班条は、この面から大宝令では二か条が存在したことはまちがいない。

問題となるのは、神田条を除く、養老令の六年一班条と大宝令の以身死応収田条との関係である。具体的にいえば、大宝令に以身死応収田条にあたる語句のほか、「田六年一班」の語句が、どの条に存在したかどうかである。同じ条文に含まれるのであれば一条説（以身死応収田条に田六年一班の語が存在する）、別立ての条文であれば二条説（六年一班条と以身死応収田条）となる。

さて、大宝令に六年一班条と呼称する条文があったという直接の根拠は、「古記」と惟宗直本の注記にはみられない。また、養老令の明法家の注釈にもない。したがって厳密に言えば、大宝令に六年一班条と呼ぶ条文の存在は確定できない。そうであるならば、次善の方法を考えねばならない。テキスト問題としては、①日本で六年一班制が規定された条文の配列と、②惟宗直本の注記内容の問題である。さらに、

③『続日本紀』天平元年三月癸丑条の問題がある。

六年一班の制度は日本独自の班田収授制であり、中国にはない。唐令では毎年実施されたわけであるが、田地（口分田等）には受田・収公の収授（還授）の規定が付随する。この規定がなされている唐令は、神田条が道士女冠条（道僧受田条）と関係しているので除外すれば、



(a) 身死応退田条（田土返還条）と(b) 收授田条（收授運用条）の二か条となる。

(a) 諸以身死応退永業・口分地者。若戸頭限二年追。戸内口限一年追。如死在春季者。即以死年統入限内。死在夏季以後者。聴計後年為始。其絶後無人供祭及女戸死者。皆当年追。

(b) 諸応收授之田。毎年起十月一日。里正予校勘造簿。至十一月一日。県令総集応退應授之人。対共給授。十二月卅日内使訖。符下案記。不得輒自請射。（以下略）

後者の(b) 收授田条は田地給与の実務的な手続き規定であるので、給田（日本では班田）の法令としては適さないだろう。したがって、独立の条文を設けないとすれば、(a) 身死応退田条の規定を改変することになる。養老令では、服部や渡辺が想定しているように、身死応退田条と六年一班条とが対応関係になる。このように「田六年一班」の規定は、配列問題から考えれば、独立条文か身死応退田条の改変となる。

次に、② 惟宗直本の注記の問題から考察しよう。直本は、神田条に対しては「神田寺田、別に条を立つ」と記したが、以身死応收田条については語らない。養老令の六年一班条の注釈にあたり、この注記が事実を伝えていたとすれば、どのように解釈すべきであろうか。神田条について言及した姿勢からみれば、以身死応收田条が別条ではなかった公算が大きい。ただし、注記しなかった可能性も皆無ではなく、現行本における直本の注記の仕方が客観的な事実とも評せないだろう。このように考えていけば、「六年一班」の条項は独立条文ではなく、以身死応收田条に包括されていたと見た方がいい。松原弘宣によれば、条文の呼称は必ずしも冒頭部分から引用されておらず、以身死応收田条に含まれる可能性があるからである。<sup>18)</sup>

こうした脈絡で、③ 天平元年（七二九）三月癸丑条を分析してみよ

う。

太政官奏曰。（略）又班口分田、依令收授。於事不便、請悉收更班。並許之。

天平元年は、六年一班制の班田年にあたっている。この条にみられる「班口分田（口分田を班つ）」とは、「班」の字の用い方からみて、養老令の「田、六年一班」（六年一班条、「応班田者」（班田条）に關わる班田行為である。他方、「給」の字が使用される「給口分田（口分田を給はむ）」を含む条文、すなわち「給口分田者、男二段」（口分条）、「給田」（非其土人条）、「給口分田、務從便近」（從便近条）の三か条とは違うだろう。

「班」が使われている二つの条文との関係でいえば、班田の日程や手続きを規定した班田条ではなく、六年一班条の可能性が高い。しかも、その口分田の班給にあたって、「依令收授（令に依りて收め授くること）」という文章が続いている。つまり口分田の班給は、令条に基づいて行なわれているわけである。この時期は大宝令であるので、大宝令規定による「收授」が問題になっていることになる。要するに、田令条文に基づく口分田の收授ということになる。

条文の脈絡としては、養老令の六年一班条に対応する大宝令に、「收授」の規定があったと考える方がいだろう。その「收授」は、以身死応收田条に規定されているので、大宝令では六年一班と以身死応收田条の項目が合わさっていたと考える方が妥当であろう。しかし、班田を含む条文と、「依令收授」と記された「收授」の条文とは必ずしも結びつける必然性はない。大宝令でたとえ六年一班条が独立しているも、「令（田令）」の範囲であれば解釈は可能だからである。

こうした事情から、かつて拙稿「律令制的班田制の歴史的前提について」において、養老令の六年一班条は大宝令では二条に分かれ、神

田条は交錯条の次に来る可能性が強いと述べた。<sup>49</sup>今日の時点でもこの考えに変わりはないが、「凡田、六年一班」という独立条文であった可能性も否定しきれない。すなわち独立条文であっても、さしつかえない。その場合、特に各条文との矛盾も生じることはない。

ところが、独立の条文「凡田六年一班」では、あまりにも短いという説が一部にある。しかし、「凡田、六年一班」(六字)の条文が短く、「凡神田寺田、不在収授之限」(一一字)が短くないとは誰もいえないだろう。<sup>50</sup>まずは条文の復元作業を重視して、議論すべきである。本稿では、大宝田令において六年一班条が独立した条文である可能性(三か条説)を否定せず、二か条説を主張しておきたい。いずれにせよ、口分田の班給規定があり、班年が決まっていることはまちがいない。

### 大宝田令の「以身死応収田条」の復元

最後に大宝令の田令以身死応収田条(六年一班条)の復元について、述べておきたい。この条文の当該条項の復元については、条文の内容・構成をめぐって論争が繰り返されてきた。しかし、二か条説の虎尾俊哉新説で徐々にまとまりつつある。その経過を簡単に振りかえっておきたい。

当初、虎尾は六年一班条の復元にあたり、

凡以身死応収田<sup>㊦</sup>、初班<sup>㊧</sup>三班<sup>㊨</sup>収授、後年<sup>㊩</sup>一(または再)班<sup>㊪</sup>収授、<sup>㊫</sup>という「復田試案」を提起した。<sup>51</sup>しかしその後、田中卓が虎尾案を含めた学説を検討し、以身死応収田条(田中の呼称は、死亡者口分田収公条)に関して、次のような復田案を提示することになった。<sup>52</sup>

凡以身死応収田者、初班従三班収授、後年毎至班年即収授。

後半部分については、虎尾案より説得力がある。その結果、虎尾は田中による自説への批判を受け入れ、その一部を継承して、最終的に

は次のような二か条の復元案を提示した。<sup>53</sup>

- (1) 凡田六年一班、若以身死応収田者、初班従三班収授、後年毎至班年即収授、
- (2) 凡神田寺田、不在収授之限、

新出の天聖令から(1)と(2)に分別した方がいいことは、すでに述べた。この形式を前提にすれば、細かい語の是非を別にすれば、これまでのところ虎尾新説がいちばん妥当性がある。

これまでの研究史で議論の対象となったのは、「二律規定」であり、当該箇所「古記」をあらためて取りあげると、以下ようになる。

- (a) 六年一班条

初班。謂六年也。後年。謂再班也。班。謂約六年之名。假令。初班死。再班収也。再班死。三班収耳。

- (b) 荒廢条

百姓墾者待正身亡。即収授。唯初墾六年内亡者。三班収授也。公給熟田。尚須六年之後収授。況加私功。未得実哉。挙軽明重義。

いずれも「初班死」の扱いを問題にしたものであるが、(a)の「假令」に記された例示によれば、口分田は「初班」の場合は次の再班で収公され、「再班」では次の三班で収公されると述べられている。ところが、(b)に書かれた百姓墾田の扱いは、「公給熟田」(口分田)と比較して優遇措置になる。

その優遇措置とは、「尚、六年之後を須ちて収授せよ」という処理法である。つまり、「初班死」の口分田は、六年後の収授となる。ふつうに考えれば、三班収授であろう。このように「初班」の語が同じ意味であるならば、(a)と(b)とは異なるため、これまで議論が戦わされてきた。つとに虎尾俊哉は、「おそらく何らかの誤りがあるのではないか」、あるいは「古記自体或いは伝写の間の何れかにおいて養老令の知識に

基づく変改が加わっているのではないかと想像している」というように苦渋の評価を下している。<sup>53</sup>しかし、別の解釈もでてくる。

六年一班条の「初班」は、「古記」の問答に「問。人生六年得授田。此名為初班。為当。死年名初班。未知其理。答。以始給田年為初班。以死年為初班者非」とあるように、生まれて六歳になった、初めての班田の「初班」である。したがって、授田条の「古記」が、「先无。謂初班年五年以下不給也」となるわけである。

ところが、令文の「初班」の概念は、必ずしも最初に班田される六歳だけを意味するものではない。「王事」（戦争など）によって帰国した最初の班田など、複数の意味をもっている（川北靖之「大宝田令六年一班条の復原をめぐる」）。したがって、この例示の「初班」についても、別の考え方が提案されることになる。川北のように、(a)の「初班」は「生後最初の班田を意味しない」という見解も出てくるのである。その是非については別にして、「古記」の解釈については、まだ確定しているわけではない。

このように問題は残されているが、大宝令に虎尾新説のいうような規定が存在したことは、もはや否定できないと思われる。本稿の趣旨からいえば、大宝令に六年一班条「凡田六年一班」はまちがいに存在したことになる。細部の検討については今後の研究課題として、小稿では大宝田令六年一班条の存在を強調して擲筆する。

#### 【参考文献】

- 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、一九七二  
 稲岡耕二『人麻呂の表現世界——古体歌から新体歌へ——』岩波書店、一九九一  
 犬飼 隆『木簡から探る和歌の起源』笠間書院、二〇〇八  
 井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五

井上光貞『日本の歴史3』「飛鳥の朝廷」小学館、一九七四

榎本淳一『養老律令試論』（『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三）

大津 透『北宋天聖令の公刊とその意義』（『律令制研究入門』名著刊行会、二〇一一）

大隅清陽『大宝律令の歴史的位相』（『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八）

小口雅史『日本古代における「イネ」の収取について』（『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇）

狩野 久『発掘文字が語る古代王権と列島社会』吉川弘文館、二〇一〇  
 川北靖之『大宝田令六年一班条の復原をめぐる』（『日唐律令法の基礎的研究』国書刊行会、二〇一五）

菊池英夫『唐令復原研究序説——特に戸令・田令にふれて——』（『東洋史研究』三一—四、一九七二）

岸 俊男『造籍と大化改新詔』（『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三）  
 岸 俊男『白髪部五十戸の貢新物付札』（『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八）

坂上康俊『書評 服部一隆『班田収授法の復原的研究』（『史学雑誌』一二二—一、二〇一三）

坂本太郎『大化改新』（坂本太郎著作集第六巻）吉川弘文館、一九八八  
 関 晃『大化改新の研究』上（関晃著作集第一巻）吉川弘文館、一九九六

仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七  
 服部一隆『班田収授法の復原的研究』吉川弘文館、二〇一二

早川庄八『律令「租税」制に関する二、三の問題』（『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇（初出は、一九七二））

宮本 救『律令田制と班田図』吉川弘文館、一九九八  
 村山光一『研究史 班田収授』吉川弘文館、一九八八

八木 充『田租制の成立』（『律令国家成立過程の研究』塙書房）一九六八  
 山尾幸久『大化改新』の史料批判』塙書房、二〇〇六

吉田 晶『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三  
 吉村武彦『律令制的班田制の歴史的前提について——国造制的土地所有に関する覚書』（『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八）

する覚書』（『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八）

吉村武彦「大化改新詔研究にかんする覚書」(『千葉史学』創刊号)一九八二  
吉村武彦「東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題(覚書)」(『日本古代  
学』八、二〇一六)

天一閣博物館他考証『天一閣蔵明鈔本天聖令考証』上下、中華書局、二〇〇六  
奈良文化財研究所編『評制下荷札木簡集成』二〇〇六

(煩雑になるので、学術書・論文の初出年等は省略した場合がある)

〔付記〕史料の引用は、『日本書紀』や大宝令・養老令の条文は句読点をつけ、  
『令集解』は解釈と関係するので句点を施した。

### 《注》

- (1) 当初設定した研究課題「律令制国家の土地・農業政策」については、  
「律令制国家期の農耕と主要産業」というテーマで、後日公表することに  
したい。(『生産技術史』山川出版社)。
- (2) 大化改新詔関係については、これまで「大化改新詔にかんする覚書」と  
「大化改新詔の第一詔について」(『東国の社会と文化』梓出版社、一九八  
五)において述べた。これらの論考では、改新詔には元の形があったと  
いう原詔説の立場で論じている。
- (3) 『令集解』為里条の古記に「若有六十戸者。為二分。各以卅戸為里也」  
とある。この説明文には、「以卅戸」とあるが、六十戸を二分割して、わ  
かりやすく「以」を補った可能性があり、大宝令文に「以」の字があつ  
た証左にはできないだろう。
- (4) この記事は、正月条に「自正月至是月」とあり、「是月」が意味をなさ  
ず、記事自体に矛盾がはらんでいる。また、四月是月条に「造戸籍」の記  
述があるが、一般的には戸籍から班田へという順序に反している(たと  
えば今宮新「上代土地制度の諸問題」『史学』三一―一四、一九五八)。  
おそらく『書紀』編纂時に、何らかの配列上の誤りがあったと思われる。  
ただし、ここでは田令関係の語句の問題を取りあげて検討するので、矛  
盾の指摘に留めておきたい。
- (5) 服部一隆は、大宝令の復原にあたり、「謂」以下を大宝令とする基準  
(◎と表記する)に続き、大宝令を復元する次のランクとして、「未知」や

「問答」における語句をあげている。具体的には、「○は」「未知…、問  
」…:というような形式でそれぞれ、引用と認められるもので養老令と  
同文のもの」として、大宝令の復元を想定する(九一頁)。○は、本稿で  
いう「ほぼ確定(同文)」にあたる。

こうした基準を設けた場合、大宝令への復元処理は統一的行なう必  
要がある。本人の説に不都合があるというような事情で、例外扱いすべ  
きではない。本稿で問題とする「田六年一班」がそれにあたるが、やはり  
例外扱いは不当である。仮に例外を認めるような立場をとる場合、すべ  
ての事例で個別的検討が必要となる。服部著書では、必ずしもそのよう  
な扱いがなされていない。例外の認定は主観的な判断に陥りやすく、大  
宝令復元の統一基準にふさわしくない。

なお、坂上康俊は『令集解』田令の古記の内容から、六年一班条の大  
宝令存在について議論を展開し、服部説を批判している(『書評 服部一  
隆『班田取授法の復原的研究』)。坂上の指摘からみても、例外規定は正  
しくないことが判明する。

(6) 慶雲三年九月十日格は、「令前租法。熟田百代。租稻三束。(以方六尺  
為歩。歩之内得米一升)一町租稻一十五束」である。この格のうち「一  
町租稻一十五束」は「熟田百代。租稻三束」を大宝令の町に換算したも  
のである。

(7) 『日本書紀』の法令は、編纂時の現行法である大宝令に基づいていると  
思われる。しかし、その大宝令に変更があった場合、その変更した法令  
に影響を受けた記述があるかどうか検討しなければならない。白雉三年  
正月条の「一束五把」の規定は、『書紀』編纂時の現行法令である慶雲三  
年九月十日格の「一束五把」に影響されている。ただし、改新詔は「二  
束二把」の規定であり、必ずしも影響をうけていない。このように考え  
ると、大宝令から『書紀』編纂時までに法令の変更がある場合、その影  
響をどのように考えるのか、今後の研究をまちたい。

(8) 井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五。関見「大化改  
新の研究」上(関見著作集第一巻)吉川弘文館、一九九六

(9) このような理解は、当時の研究水準に影響されたものである。たとえ  
ば、関見は「みなもとはかなり和文風の文章だったものを、書紀の編者

が手を加えて漢文風に修飾したものらしく」と述べていた（大化の東国国司について『大化改新の研究』下、〈関見著作集 第二巻〉吉川弘文館、一九九六）。つまり、和文から漢文へという理解である。現在の研究では、この時期には和文表記は完成しておらず、事実としては「漢文から和文へ」という逆のことになる。宣命体の出現時期など、まだ必ずしも明らかではない。

(10) つとに今宮新も「班田制を施行する準備」と考えていた（前掲「上代土地制度の諸問題」）。

(11) 大化元年八月「東国国司の詔」には、「又於閑曠之所、起造兵庫、収聚国郡刀甲弓矢、辺国近与蝦夷接壤处者、可尽数集其兵、而猶假授本主」とみえ、諸国詔と関連していることが判明する。

(12) 『続日本紀』のなかに、「畿内及諸国」というように、「畿内」と「諸国」が対比された記述がある（天平一三年一〇月癸巳条、同一八年一二月丁巳条、天平勝宝六年是年八月条）。しかし、ほかの条文箇所を参照すると、「畿内」と「七道諸国」のことで、「七道」が抜け落ちた記述である。『続日本紀』においては、「畿内」と「七道諸国」という組合せとなる。七道制の成立以前は、畿内と四方国という区分がなされていたのである。

(13) 吉村武彦「都と夷（ひな）・東国」（『万葉集研究』二二、塙書房）一九九七。「東国の調」とヤマト王権（『房総と古代王権』高志書院）二〇〇九。

(14) 吉村前掲「都と夷（ひな）・東国」。なお、四方国制を積極的に設定し、東国を含めて考える研究に、前田晴人「日本古代の道と衛」（吉川弘文館、一九九六）がある。また、平野邦雄のように、畿内・四方国・東国とする考え方も存在する（「いま歴史学から〈古代〉を見る」『国文学』三二二―二、一九八七）。史料が少なく、絶対的な判断が難しいということもできる。

(15) 山尾幸久『大化改新』の史料批判』三六一頁。

(16) 山尾前掲書三五三頁。

(17) 「条件はない」というような主観的な判断に、どのように対処したらいいのだろうか。歴史学であるので、史料的な根拠が必要なことはいうまでもない。これまでの研究史をふりかえってみよう。井上光貞は、大化

改新詔研究において原秀三郎説をとりあげる中で、こうした(1)「考えられない」という見方と、(2)史料解釈の問題を話題にしている（『シンポジウム日本歴史』3『大化改新』学生社、一九九九）。ただし、原説は(2)の史料解釈があり（原氏独自の史料解釈）、その是非を別とすれば、論理的整合性はある。井上が、大化改新否定論で原説を仮説として認める由縁である。しかしながら、妥当性がないことは、注(18)の石上論文が指摘するとおりである。なお、山尾説の場合、(2)の部分の史料解釈が必ずしも十分ではない。そのため、主観的判断の域を出ていないといわねばならない。

(18) 石上英一「大化改新論」（『律令国家と社会構造』名著刊行会、一九九六。初出は、一九九四）。なお、山尾幸久『大化改新』の史料批判』には、石上論文への再批判は記されていない。

(19) 吉村前掲「律令制的班田制の歴史的前提について」。国造制段階の実証的研究は、史料上難しく、仮説としての推測の域をでない。国造制については、あらためて論述する機会をもちたいと思う。

(20) 新体系日本史3『土地所有史』（山川出版社、二〇〇二）の「I 古代」の小口執筆部分。とりわけ「I 章 首长制的土地所有——国家的土地所有の前提としての——」。

(21) 改新詔第三項における原詔の研究は、拙稿「大化改新詔研究にかんする覚書」において指摘した論点を、発展させたものである。

(22) なお、法隆寺幡に対する狩野久の研究によれば、「癸亥年」の紀年銘をもつ「山部五十戸」の幡があり、六六三年（天智二）となる（発掘文字が語る 古代王権と列島社会』二四八頁）。いずれにせよ、天智二年をさかのぼって「五十戸」の制度が存在したことになる。（補注）

(23) 井上光貞も、旧来の説を変更し、「改新詔の原詔にすでに(1)五十戸一里制、(2)五十戸を単位とする徴税制が規定されていた可能性がでてきた」（『その後の木簡』『井上光貞著作集』六。初出一九七八）と述べている。「里」の用字はありえないが、「五十戸」単位はその通りである。同論文には「白髪部里」を「白髪部五十戸」と書いたという解釈があるが、本文で述べたように、事実上「五十戸」から「里」である。なお、かつては「詔には、田租の規定はなく、五十戸をもって一里とする規定もなかった

- た」(「飛鳥の朝廷」と考えていた。
- (24) 筆者は、「大化改新詔研究にかんする覚書」(一九八二)において、その関係を想定した。その後、日本語論文では李泰鎮「韓国での結負法の伝統とその特徴」(『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六)が公表された、しかし、結負制については韓国学界でも意見の一致をみないことがわかるが、代制との関係は十分に関連づけることができる。
- (25) 奈良文化財研究所の木簡データベースによれば、二〇一六年一〇月の時点で、大宝令以前における明確な町段歩制を施行したとする木簡は出土していない。すべて「代」の単位である。代制については、岸俊男「方格地割りの展開」(『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八)参照のこと。ただし筆者は、大宝令によって町段歩制が実施されたとする立場である。
- (26) 開元二五年令の各条文名については、その呼称法がまだ確定していない。本稿では、中国古代史の渡辺信一郎の呼び方を先に挙げ(「北宋天聖令による唐開元二十五年令田令の復原並びに訳注」『京都府立大学学術報告 人文・社会』五八、二〇〇六)、日本古代史の服部一隆の呼称法を括弧内に付しておく(「班田収授法の復原的研究」)。
- なお、養老田令と大宝田令の配列が問題となるが、基本的に同じであると考えられる(吉村「律令制的班田制の歴史的前提について」注五五)。
- (27) ここでいう田租の意味について一言述べておきたい。租が、人別ないし個別に収取されるのではなく、田地の面積(田積)を単位として公租公課(租税)が課せられることを「田租」と捉える。したがって公租公課が、成人男子(丁)などの人別に課せられるのではなく、あくまで田地を耕作する者に対して課税されるシステムをさす。
- (28) 石母田は、「口分田の班給と田租の徴収は明確なる給付反対給付の関係に立つ」説には否定的であり、「少なくとも、田租が口分田班給の反対給付でないことはたしか」という。そして、「君二進ムル」ことを強調する(『日本の古代国家』三〇一、三〇二頁)。しかし、「租。賦也。土地所生謂之賦。言田給。即所生之物進君耳」とあるように、「穴記」は給田と生産物の進上とを統一的に捉えている。このように菊池がいう「徴収」ではなく、イデオロギー的には「進上」である。
- (29) 早川は、この論文で、律令田租の特徴として、「(1)田租は課役の範疇外のものであること。(2)田租の賦課対象と賦課基準は、課役のそれとまったく異なること。(3)租率は概して低率であり、かつ令制施行後長期にわたって変更されなかったこと。(4)田租が積極的な財政的機能を有するものであったとは考えがたいこと」を指摘している(『日本古代の財政制度』一六三頁)。このまとめは、石母田『日本の古代国家』などの多くの研究史の小括に基づいている。こうした田租の特徴と、田租が田令に含まれていることは相関関係にあるだろうが、早川は田租が田令に含まれることは特に言及していない。
- (30) 石母田『日本の古代国家』第四章第一節3「田租と調の原初形態」、小口雅史「日本古代における「イネ」の収取について」(『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇)などが指摘するように、新嘗祭と関連する「田租」類の存在は、十分に想定が可能である。
- (31) 浄御原令に田租の規定があることは、八木充「田租制の成立」。ただし、八木は田積単位を町段歩制として捉えており、「これはあくまで条文上の規定であって、現実の田積法・租法が規定どおり行なわれたかどうかは容易に決しがたい」(二九二頁)という非実施説をとる。当時の研究水準に影響されているとはいえ、苦しい立論ではなからうか。
- (32) ただし、研究史の上では浄御原令の田積単位を町段歩制として捉えている学説もある。虎尾俊哉「班田収授制の研究」、八木充前掲「田租制の成立」であるが、「令前租法。熟田百代。租稻三束」の規定からみて無理である。虎尾は、大宝令と浄御原令とが同一の田積法・租法であれば、両令を含めて「令内」とし、それ以前のを「令前」と称することもありえるとする立場をとる(『日本古代土地法史論』六二頁、吉川弘文館、一九八二)。しかし、こうした読み方は無理であろう。慶雲三年九月十日格は、「准令。田租一段。租稻二束二把(以方五尺為歩。歩之内得米一升)。一町租稻廿二束。令前租法。熟田百代。租稻三束(以方六尺為歩。歩之内得米一升)」である。前者の「令」は慶雲三年当時の法制である大宝令を意味することはまちがいない。そうであれば、後者の「令前租法」の「令」も大宝令を意味せざるをえない。近接する「令」の用語が二重の意味をもつことはありえないのではあるまいか。

- (33) 坂本太郎『大化改新』では、「租法について考ふるに、これの大化前の制は令前租法百代の穫稲百束租稲三束といふより類推するの外はない」(二百頁)として、事実上論を進めていく。しかし、八木充前掲「田租制の成立」の論文が指摘するように、大化以前の史料とはなしたがたく、この議論は成立しない。
- (34) ここでは、令と班田との関係に限定して述べている。田租と田積の変遷問題等については、多くの議論がある。浄御原令で町段歩制を承認する宮本説とは、歴史のプロセスの認識が異なる。
- (35) ただし、石母田は改新詔の規定はとらない(『日本の古代国家』二九七頁)。
- (36) 大津透は、大宝賦役令の歳役条は、「おそらく大化改新詔にもみえてい、仕丁の庸・采女の庸の伝統があり」というように、改新詔にも規定されている仕丁と采女の「庸」の影響を受けていると考えている。田令ではなく、賦役令ではあるが、改新詔の影響を想定していることになる(『日唐律令制の財政構造』二〇八頁、岩波書店、二〇〇六)。
- ただし、現在のところ大宝令以前の木簡には「庸」はなく、仕丁の資養物として「養米」を進ずる制度であった。「庸」の字は、大宝令による潤色の可能性が強いという(市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇)。なお、熊谷公男もその事実を強調している(『大王から天皇へ』「学術文庫版あとがき」講談社、二〇〇八)。
- (37) 服部の復元案は「凡以身死応取田者、初班三班取授、後年待班田年取授(一二四頁)であるが、この案のうち、通説は「班田年」ではなく「班年」である。養老令と同じ「班年」の語句がいいのではなからうか。(38) 前掲注(5)。大宝令の復元にあたっては、統一した基準で処理すべきであることはいうまでもない。
- (39) 松原弘宣「令集解」における諸法家の条文引用法(『日本歴史』三五三、一九七七)。
- (40) 『令集解』六年一班条古記のほかに、為水侵食条古記に「問。神田寺田。若為処分。答。神田有欠者加給。寺田不合」とみえる。この記述は、「神田条。不在収授之限」とも関連する記述であり、神田と寺田が対となっている。
- (41) 神田条に対応関係にあると想定される唐令は、道士女冠条であるが、内容はかなり相違する。神田条が「凡神田寺田不在此限」の文章で完結していたかどうか、厳密に言えば史料的には明らかにできない。
- (42) なお、「○○。謂\*\*\*」の場合、○○が養老令文と一致しなくてさしつかえないことは、いうまでもない。養老令で条文・語句が変更されたのである。「問答」の場合も、一般的には明白な矛盾がないかぎり、大宝令文として認めるべきであろう。
- (43) 服部は、この記載について養老令文混入説をとり、「六年一班」の語句は養老令文であり、大宝令とは認めていない。しかし、坂上康俊がいうように養老令にしかない語句であることは必ずしも論証されていない。「籍六年一造」が大宝令であれば、「田六年一班」も大宝令と認めるのが正しい手法であろう(前掲書評)。「古記」の作者が養老令を見ているにせよ、基本は大宝令の注釈であり、例外規定を用いるには慎重であらねばならない。なお、傍証になるかと思われる参考史料が、「田文」の用語である。田文の語は、班田条の二か所の「古記」に加え、田令官位解免条と田令六年一班条にそれぞれ一か所見られる。いずれも「古記」に引用されており、大宝令の注釈に共通して用いられていた可能性があるだろう。
- なお、服部論文の論理でいえば、大宝令に六年一班条が存在しても特に問題は生じないように思われる。
- (44) 弥永貞三『日本古代社会経済史研究』(岩波書店、一九八〇)、平田耿二『日本古代籍帳制度論』(吉川弘文館、一九八六)等。
- (45) 今宮新「班田取授制の研究」(龍吟社、一九四四)七八頁。宮本救「律令田制と班田制」(吉川弘文館、一九九八)。本文の引用は、宮本著書九七頁による。
- なお、班田条「十一月一日。総集対共給授。謂此不名為初班之年也。二月卅日内使訖。謂此名為初班年也」の意味は、少しとりにくいかもしれない。班田は二か年にわたるが、前者は前年(十一月の年)が初班年であることを否定し、後者の翌年(一月から)が初班年であることを指摘している。
- (46) たとえば松原前掲「令集解」における諸法家の条文引用法は、「大宝令において六年一班条、神田条、以身死応取田条の三条に分かれてい

た根拠として、①六年一班条の惟宗直本の注記（古令。神田寺田別立条）と、②田令王事条の古記（以身死応取田条）をあげ、①について「神田寺田条が古令（大宝令）においては別条であったことを示しているにすぎない」と述べて、根拠とすることを否定する。そして、②だけが根拠になるという。率直に言って、①に関する松原の文意の意はよくわからないが、たとえ松原の説に従っても、③六年一班条の古記に神田条の記載があり、六年一班条とは別条であることが判明する。松原自身も神田条を想定しており、復元にあたり、なぜ③の記述を無視したのかわからない。

- (47) 渡辺前掲「北宋天聖令による唐開元二十五年令田令の復原並びに訳注」
- (48) 松原前掲論文における古記引用の条文名一七条（『令集解』公式令事有急速条所引の勅賜人馬条は、対応条文が不明という理由で、表から省かれているので、養老令に継承されたのは一六条）のうち、僧尼令の改配外国事条、以身死応取田条、致仕条、減損戸口条の四か条が、途中の語句からの条文名である。このように以身死応取田条の呼称は、例外ではない。なお、冒頭部分からの命名が多い（一二条。ただし勅賜人馬条は不明）ことはいまでもない。
- (49) 吉村前掲「律令制的班田制の歴史的前提について」注五五。
- (50) 令文のなかでは、たとえば考課令の善条は八字であり、官位令は特殊とはいえ「正一位」条などごく短い条文がある。
- (51) 虎尾俊哉『日本古代土地法史論』一〇七頁。ただし、本文で述べるように、いわゆる「二律規定」に言及し、「古記」自体や伝写間の変改を指摘していた。なお、『班田収授法の研究』（吉川弘文館、一九六二）の段階では、「田令対照法」によると、①「凡六年一班」、②、「凡神田寺田不在収授之限」、③「凡以身死応取田者、初班従三班収授、後年毎至班年即収授」という三か条説である。
- (52) 田中卓「大宝令における死亡者口分田収公条文の復旧」（『日本古典の研究』五九四頁、皇学館大学出版部）一九七三。（『田中卓著作集』六、国書刊行会）
- (53) 虎尾前掲『日本古代土地法史論』一四〇頁。その際、大宝令の死亡者口分田収公規定は二律規定であること、条文の形式は神田条独立の形で

の二か条説、ついで三か条説、最後に一か条説の順序に蓋然性が高いと指摘している。

- (54) 虎尾前掲『日本古代土地法史論』一一七頁。

#### 〔補注〕

さらに、大阪市中央区の難波宮の朱雀門より南の遺跡から、「玉作五十戸俵」と書かれた木簡が出土（谷崎仁美「発見！「玉作五十戸俵」木簡」、『葦火』一七四）。残念ながら、前期難波宮に関係する木簡と思われるが、出土遺構の年代が特定できないため木簡の年代は不明。ただし、前期難波宮が存在した孝徳朝にもさかのぼる可能性も皆無ではない。